

令和元年度

全国知的障害児・者施設・事業 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
調査・研究委員会

目 次（令和元年度）

I 調査経過	5
II 調査結果 A	6
1. 定員	6
2. 現員	6
3. 事業所設置年	7
4. 利用率	8
5. 年間総開所日数と 1 日あたりの開所時間	9
6. 職員の数と構成	9
7. 職員の年齢・性別並びに勤務年数	13
8. 夜間職員の勤務状況	15
9. 施設・事業所の建物の状況	16
10. 主な加算・減算の状況	17
11. 自法人での法人後見の実施状況	19
12. 短期入所の状況	19
13. 職員の資格取得・処遇の状況	22
III 調査結果 B	26
1. 定員と現在員	26
2. 年齢別施設利用者数	27
3. 施設・事業在籍年数	30
4. 障害支援区分等の状況	32
5. 療育手帳程度別在所者数	32
6. 身体障害の状況	33
7. 精神障害の状況	35
8. 「てんかん」の状況	36
9. 認知症の状況	36
10. 触法障害者の状況	37
11. 支援度	38
12. 医療的ケアの実施状況	41
13. 複数事業利用者の状況	43
14. 日中活動利用者の生活の場の状況	43
15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況	44
16. 成年後見制度の利用状況	44
17. 入退所の状況	45
18. 就職の状況	51
19. 介護保険サービスへの移行状況	55
20. 死亡の状況	61
調 査 票 A	64
調 査 票 B	68

I 調査経過

2019年度も日本知的障害者福祉協会会員事業所の悉皆調査として本調査を実施した。会員事業所4,498か所に調査票を送付し、事業所単位の【調査票A】は3,315か所（回収率73.7%）、事業利用単位の【調査票B】は3,320か所（回収率73.5%）から回答を頂くことができた。今年度の調査では、当協会の「社会福祉法人経営の在り方検討委員会」からの要望もあり、新たに、成年後見制度の利用状況や法人後見（成年後見）の実施状況について設問を設けた。平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されたこともあり、今後も引き続き、その動向を追っていきたいと考えている。本調査から見えてきた最近の傾向としては、利用期間に定めがある事業（就労移行支援事業・自立訓練事業）の減少が目立っている。障害者自立支援法が施行された平成18年以降、就労移行支援事業所については、平成24年の865か所（単独型46か所、多機能型819か所）をピークに減少を続け、今年度は526か所（単独型18か所、多機能型508か所）となっている。事業の特性上、有期限であること、加えて自治体によって対応に格差があることから継続的に利用者を確保しにくい状況があると推察される。

この全国調査は知的障害福祉における動向・傾向を把握する上で有用なデータを経年的に積み重ねているものであり、ご協力いただいている会員の皆様には深く感謝をしている。今後も本調査が日本のよりよい障害福祉施策の一助となるため、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いしたい。

調査・研究委員会 委員長 梶 浦 英 与

調査票提出状況

【事業所単位A】

施設・事業所の種類	送付数	提出数	回収率(%)
障害児入所施設	231	185	80.1
児童発達支援センター	187	135	72.2
日中活動事業所	2,467	1,741	70.6
障害者支援施設	1,613	1,254	77.7
計	4,498	3,315	73.7

*日中活動事業所とは、療養介護・生活介護・自立訓練（生活訓練・機能訓練）・自立訓練（宿泊型）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を日中に実施する事業所。（多機能型も含む）

*障害者支援施設は上記事業に併せて施設入所支援を実施する事業所。ただし自立訓練（宿泊型）を除く。

【事業単位B】

左記事業に付帯して行っている事業

施設・事業種別			施設数	提出数	回収率(%)	自立生活援助	就労定着支援	居宅訪問型 児童発達支援
児童福祉 法及び障 害者総合 支援法	児 童	障 害 児 入 所 施 設	231	180	77.9	－	－	
		児童発達支援センター	187	134	71.7	－	－	2
	単 独 型	療 養 介 護	0	0		－	－	
		生 活 介 護	2,149	1,655	77.0	3	7	
		自 立 訓 練	18	12	66.7	－	9	
		就 労 移 行 支 援	18	10	55.6	－	55	
		就労継続支援 A 型	37	18	48.6	－	5	
		就労継続支援 B 型	418	315	75.4	－	31	
		多機能型事業所	1,459	996	68.3	－	－	－
		計	4,517	3,320	73.5	3	107	2
(うち施設入所支援)		1,613	1,251	77.6	3	－		
事業数		4,517	3,320	73.5	3	107	2	

多機能型事業所の内訳	生 活 介 護	1,115	767	68.8
	自 立 訓 練	201	118	58.7
	就 労 移 行 支 援	508	294	57.9
	就労継続支援A型	93	58	62.4
	就労継続支援B型	1,302	874	67.1

*障害児入所並びに障害者支援施設の中には、併設型施設を含む。

*自立訓練の中には機能訓練・生活訓練・生活訓練（宿泊型）を含む。*財団法人運営施設を含む。

Ⅱ 調査結果 A（令和元年度）

〔1〕 定員

表 1 は、定員規模別事業所数を示したものである。

定員規模別事業所数を見ると、定員30人未満の事業所は633か所（19.1％）、30～49人の事業所は1,331か所（40.2％）、50～99人の事業所は1,216か所（36.7％）、100～199人の事業所は125か所（3.8％）であった。19人以下の事業所は2％未満、150人以上の事業所は1％未満と少なかった。

また、障害児入所施設では、30～39人の事業所が55か所（29.7％）と最も多く、児童発達支援センターでも、30～39人の事業所が69か所（51.1％）と最も多かった。日中活動事業所では、20～29人、30～39人、40～49人の事業所が20～29％と比較的高かった。障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が517か所（41.2％）と最も多く、次いで50～59人の事業所が288か所（23.0％）であった。障害者支援施設（夜間）では、50～59人の事業所が356か所（28.4％）と最も多く、次に60～99人の事業所が323か所（25.8％）、40～49人の事業所が318か所（25.4％）と多かった。

定員規模別事業所数に関して、以上の数値は前年度と大きな変動はなかった。

表 1 定員規模別事業所数

（事業所数・下段は％）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	計
障害児入所施設	2	20	35	55	33	16	18	4	2		185
	1.1	10.8	18.9	29.7	17.8	8.6	9.7	2.2	1.1		100
児童発達支援センター	1	9	13	69	23	14	5	1			135
	0.7	6.7	9.6	51.1	17.0	10.4	3.7	0.7			100
日中活動事業所	2	16	521	353	479	152	206	9	2	1	1,741
	0.1	0.9	29.9	20.3	27.5	8.7	11.8	0.5	0.1	0.1	100
障害者支援施設（日中）		3	11	92	227	288	517	95	12	9	1,254
		0.2	0.9	7.3	18.1	23.0	41.2	7.6	1.0	0.7	100
障害者支援施設（夜間）		5	12	171	318	356	323	57	5	7	1,254
		0.4	1.0	13.6	25.4	28.4	25.8	4.5	0.4	0.6	100
事業所数（※1）	5	48	580	569	762	470	746	109	16	10	3,315
	0.2	1.4	17.5	17.2	23.0	14.2	22.5	3.3	0.5	0.3	100

（※1）事業所数は障害児入所施設と児童発達支援センターと日中活動支援事業所と障害者支援施設（日中）の合計

〔2〕 現員

表 2 は、現員規模別事業所数を示したものである。

現員規模別事業所数を見ると、現員30人未満の事業所は747か所（22.5％）、30～49人の事業所は1,223か所（36.9％）、50～99人の事業所は1,159か所（35.0％）、100～199人の事業所は91か所（2.7％）であった。現員19人以下の事業所は248か所（7.5％）と定員規模別事業所数（53か所1.6％）に比べて多かった。しかし、150人以上の事業所は21か所（0.6％）と定員規模別事業所数（26か所、0.8％）と同様に少なかった。

障害児入所施設では20～29人の事業所が52か所（28.1％）、児童発達支援センターでは30～39人の事

業所が46か所（34.1％）で最も多かった。日中活動事業所では20～29人、30～39人、40～49人の事業所が354～391か所（20～22％）と多かった。

障害者支援施設（日中）では、60～99人の事業所が446か所（35.6％）と最も多く、次いで50～59人の事業所が278か所（22.2％）と多かった。障害者支援施設（夜間）では、40～49人、50～59人、60～99人の事業所が276～345か所（22～27％）と多かった。

さらに、定員と現員の分布を比較してみると、障害児入所施設では現員30～39人の階層から上のほぼすべての階層で定員に比べ現員が減っており、障害者支援施設（夜間）においても現員50～59人の階層以上で同じ傾向が見られている。換言すると、障害児入所施設の定員30人以上の事業所は128か所に対し現員分布では70か所に減っており、障害者支援施設（夜間）でも定員50人以上が748か所に対して現員では598か所に減っていた。これらのことから多くの入所系の施設が定員割れを起こしながら運営していることがわかる。なお、このような傾向は、前年度においても同様であった。

表2 現員規模別事業所数

（事業所数・下段は％）

	～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50～59人	60～99人	100～149人	150～199人	200人～	無回答	計
障害児入所施設	16	40	52	33	18	10	6	2	1		7	185
	8.6	21.6	28.1	17.8	9.7	5.4	3.2	1.1	0.5		3.8	100
児童発達支援センター	1	6	23	46	24	17	12	2	1		3	135
	0.7	4.4	17.0	34.1	17.8	12.6	8.9	1.5	0.7		2.2	100
日中活動事業所	14	162	391	360	354	201	189	5	3		62	1,741
	0.8	9.3	22.5	20.7	20.3	11.5	10.9	0.3	0.2		3.6	100
障害者支援施設（日中）	1	8	33	140	248	278	446	69	8	8	15	1,254
	0.1	0.6	2.6	11.2	19.8	22.2	35.6	5.5	0.6	0.6	1.2	100
障害者支援施設（夜間）		8	57	234	345	276	279	35	2	6	12	1,254
		0.6	4.5	18.7	27.5	22.0	22.2	2.8	0.2	0.5	1.0	100
事業所数	32	216	499	579	644	506	653	78	13	8	87	3,315
	1.0	6.5	15.1	17.5	19.4	15.3	19.7	2.4	0.4	0.2	2.6	100

〔3〕事業所設置年

表3は、設置年代別事業所数を示したものである。

障害児入所施設は、1961年～1970年に84か所（45.4％）と最も多く設置され、次いで、1951年～1960年に36か所（19.5％）設置されている。児童発達支援センターは、1971年～1980年に45か所（33.3％）と最も多く設置されている。そして、1961年～1970年、2001年～2010年、2011年以降に18～24所（13～17％）と比較的多く設置されている。日中活動事業所は、2001年～2010年に635か所（36.5％）設置され、次いで、2011年以降に382か所（21.9％）設置されている。1991年～2000年も379か所（21.8％）設置されている。障害者支援施設は、1971年～1980年に283か所（22.6％）、1981年～1990年に322か所（25.7％）、1991年～2000年に334か所（26.6％）と比較的多く設置されている。

以上より、障害児入所施設についてはその多く（71.4％）が1970年以前に設置されていることがわかる。他方、障害者支援施設は1971年から2000年の間に74.9％が設置されている。

表3 設置年代別事業所数

(事業所数・下段は%)

	～1950年	1951～1960年	1961～1970年	1971～1980年	1981～1990年	1991～2000年	2001～2010年	2011年～	計
障害児入所施設	12 6.5	36 19.5	84 45.4	25 13.5	1 0.5	9 4.9	5 2.7	13 7.0	185 100
児童発達支援センター		7 5.2	21 15.6	45 33.3	6 4.4	14 10.4	18 13.3	24 17.8	135 100
日中活動事業所		1 0.1	19 1.1	78 4.5	247 14.2	379 21.8	635 36.5	382 21.9	1,741 100
障害者支援施設	6 0.5	19 1.5	122 9.7	283 22.6	322 25.7	334 26.6	135 10.8	33 2.6	1,254 100
計	18 0.5	63 1.9	246 7.4	431 13.0	576 17.4	736 22.2	793 23.9	452 13.6	3,315 100

〔4〕利用率

表4は、平成30年度1年間の利用率を示したものである。

全体的にみると、利用率90%以上の事業所が49.9%と約半数を占めていた。

事業所種別毎の利用率を見ると、障害児入所施設では利用率90%以上が28.1%と低かったのに対して、利用率50%未満が13.0%と他の事業所種別と比べると高かった。児童発達支援センターの利用率は、80～90%未満と90%～100%未満が同率で19.3%と比較的高かった。また、100%超が20.0%とおおよそ5か所に1か所は年間利用率が100%を超えていた。日中活動事業所では、80～90%未満の事業所が23.7%、90～100%未満の事業所が26.0%と高かった。利用率100%超の事業所も16.1%と比較的高かった。障害者支援施設（日中）の利用率は、90～100%未満の事業所が50.2%と約半数を占めていた。利用率100%超の事業所も12.8%と比較的高かった。障害者支援施設（夜間）の利用率は、90～100%未満が70.8%と高く、利用率80%未満の事業所は5.1%と低かった。

利用率が90%未満の事業所の割合を見ると、障害児入所施設が52.4%、児童発達支援センターが45.9%、日中活動事業所が46.6%、障害者支援施設（日中）が30.1%、障害者支援施設（夜間）が16.8%であった。

表4 利用率（平成30年度）

(事業所数・下段は%)

	～50%未満	50～60%未満	60～70%未満	70～80%未満	80～90%未満	90～100%未満	100%	100%超	無回答	計
障害児入所施設	24 13.0	7 3.8	14 7.6	17 9.2	35 18.9	41 22.2	6 3.2	5 2.7	36 19.5	185 100
児童発達支援センター	6 4.4	7 5.2	9 6.7	14 10.4	26 19.3	26 19.3	1 0.7	27 20.0	19 14.1	135 100
日中活動事業所	48 2.8	32 1.8	100 5.7	218 12.5	413 23.7	453 26.0	12 0.7	280 16.1	185 10.6	1,741 100
障害者支援施設（日中）	11 0.9	11 0.9	45 3.6	92 7.3	219 17.5	629 50.2	15 1.2	160 12.8	72 5.7	1,254 100
障害者支援施設（夜間）	13 1.0	4 0.3	11 0.9	35 2.8	148 11.8	888 70.8	19 1.5	69 5.5	67 5.3	1,254 100
事業所数	89 2.7	57 1.7	168 5.1	341 10.3	693 20.9	1,149 34.7	34 1.0	472 14.2	312 9.4	3,315 100

〔５〕年間総開所日数と１日あたりの開所時間

表５は、平成30年度の児童発達支援センターと日中活動事業所の総開所日数を示したものである。

全体をみると、251～275日開所している事業所が53.5%と、約半数を占め、226～250日開所している事業所が29.7%であった。226日～275日開所している事業所が全体の８割を超えている。

児童発達支援センターは、226～250日開所している事業所が51.9%と最も多く、次いで、251～275日が23.7%であった。日中活動事業所では、251～275日開所している事業所が55.8%と最も多く、次いで、226～250日が28.0%であった。

表６は、平成30年度の１日あたりの平均開所時間を示したものである。

全体的には、平均開所時間６～７時間未満が43.5%と多く、次いで、７～８時間未満が34.5%であった。開所時間が４時間未満の事業所は0.2%、10時間以上は0.8%とそれぞれ少なかった。

児童発達支援センターでは、６～７時間未満が36.3%と多く、４～５時間未満が22.2%、５～６時間未満が17.0%で比較的多かった。開所時間が４時間未満の事業所は0.7%、８時間以上の事業所は11.1%であった。

日中活動事業所では、６～７時間未満が44.1%と最も多く、次いで、７～８時間未満が36.5%であった。開所時間が４時間未満の事業所は0.1%、８時間以上の事業所は8.2%であった。

児童発達支援センターに比べて、日中活動事業所の方が１日あたりの平均開所時間が長いことがわかる。

表５ 平成30年度の総開所日数

(事業所数・下段は%)

	～200日	201～225日	226～250日	251～275日	276～300日	301～325日	326日以上	無回答	計
児童発達支援センター	2	13	70	32	14			4	135
	1.5	9.6	51.9	23.7	10.4			3.0	100
日中活動事業所	9	5	488	972	109	61	49	48	1,741
	0.5	0.3	28.0	55.8	6.3	3.5	2.8	2.8	100
計	11	18	558	1,004	123	61	49	52	1,876
	0.6	1.0	29.7	53.5	6.6	3.3	2.6	2.8	100

表６ 平成30年度の１日あたりの平均開所時間

(事業所数・下段は%)

	～2時間未満	2～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満	8～10時間未満	10～12時間未満	12時間超	無回答	計
児童発達支援センター		1	30	23	49	12	13	2		5	135
		0.7	22.2	17.0	36.3	8.9	9.6	1.5		3.7	100
日中活動事業所		2	15	130	767	635	130	4	9	49	1,741
		0.1	0.9	7.5	44.1	36.5	7.5	0.2	0.5	2.8	100
計		3	45	153	816	647	143	6	9	54	1,876
		0.2	2.4	8.2	43.5	34.5	7.6	0.3	0.5	2.9	100

〔６〕職員の数と構成

表７－１は、障害児入所施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害児入所施設の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が1,036人83.1%（前年度82.9%）、非常勤が88人7.1%（前年度7.0%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が1,574人77.1%（前年度74.7%）、非常勤が272人13.3%（前年度10.7%）であった。看護師は、常勤専従が325人67.7%（前年度65.0%）、非常勤が69人14.4%（前年度15.0%）であり、他の職種に比べて看護師の常勤専従の割合がやや低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が33.2%（前年度32.4%）、生活支援員・児童指導員が50.4%（前年度50.6%）、看護師が10.4%（前年度10.4%）であった。

次に、常勤兼務について見ると、換算数を実人数で割り戻した一人当たりの平均は、保育士0.84人、生活支援員・児童指導員0.91人であるのに対し、看護師0.33人、その他専門職0.25人と低くなっており、法人内で他の事業所と兼務をしている状況があると推測される。

表7－1 障害児入所施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	90	101	51.7	0	0.0	191
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	200	25	22.4	1	1.0	226
③保育士	1,036	122	102.5	88	44.0	1,246
④生活支援員・児童指導員	1,574	195	178.3	272	125.7	2,041
⑤職業指導員・就労支援員	68	9	8.1	1	0.8	78
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	325	86	28.0	69	40.6	480
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	118	53	13.5	24	11.3	195
直接支援職員小計	3,121	465	330.4	454	222.4	4,040
⑧医師	20	18	5.6	46	5.4	84
⑨管理栄養士	50	24	9.6	0	0.0	74
⑩栄養士	46	29	14.4	5	3.1	80
⑪調理員	171	77	38.3	150	74.7	398
⑫送迎運転手	12	8	2.5	27	8.6	47
⑬事務員	236	96	48.3	62	32.4	394
⑭その他職種	116	30	16.9	185	84.5	331
合 計	4,062	873	540.1	930	432.1	5,865

表7－2は、児童発達支援センターの職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

児童発達支援センターの直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、保育士では、常勤専従が853人64.6%（前年度68.2%）、非常勤が388人29.4%（前年度28.4%）であった。生活支援員・児童指導員では、常勤専従が374人63.9%（前年度68.8%）、非常勤が156人26.7%（前年度23.5%）であった。看護師は、常勤専従が23人29.5%（前年度31.8%）、非常勤が47人60.3%（前年度60.0%）であった。前年度に引き続き、他の職種に比べて看護師の常勤専従の割合が目立って低くなっており、障害児入所施設に比べると40ポイント程度少ないことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、保育士が65.0%（前年度65.3%）、生活支援員・児童指導員が28.5%（前年度27.2%）、看護師が1.8%（前年度2.0%）であった。

表7-2 児童発達支援センター

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	78	65	27.2	0	0.0	143
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	138	23	9.6	1	0.8	162
③保育士	853	80	39.5	388	220.3	1,321
④生活支援員・児童指導員	374	55	24.0	156	94.6	585
⑤職業指導員・就労支援員	1	0	0.0	0	0.0	1
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	23	8	3.5	47	20.9	78
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	61	65	22.7	87	18.6	213
直接支援職員小計	1,312	208	89.7	678	354.4	2,198
⑧医師	0	8	1.7	20	2.1	28
⑨管理栄養士	24	8	2.7	2	0.5	34
⑩栄養士	35	12	3.0	12	6.9	59
⑪調理員	65	19	5.1	130	65.9	214
⑫送迎運転手	31	9	3.8	99	48.2	139
⑬事務員	76	32	12.3	37	25.7	145
⑭その他職種	40	15	7.5	82	38.3	137
合 計	1,799	399	162.6	1,061	542.8	3,259

表7-3は、日中活動事業所の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

日中活動事業所の直接支援職員について、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が9,235人52.7%（前年度52.3%）、非常勤が5,965人34.1%（前年度33.5%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が2,528人54.7%（前年度57.1%）、非常勤が1,544人33.4%（前年度31.0%）であった。看護師は、常勤専従が409人26.4%（前年度25.5%）、非常勤が924人59.6%（前年度61.3%）であった。日中活動事業所では、看護師の常勤専従の割合は年々微増傾向にあるも、児童発達支援センターよりも、さらに低いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が74.5%（前年度73.0%）、職業指導員・就労支援員が20.4%（前年度22.6%）、看護師が3.3%（前年度3.0%）であった。

表7-3 日中活動事業所

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	637	1,079	522.7	23	14.4	1,739
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,271	678	409.9	14	8.0	1,963
③保育士	77	37	30.9	33	19.6	147
④生活支援員・児童指導員	9,235	2,313	1,921.2	5,965	3,347.3	17,513
⑤職業指導員・就労支援員	2,528	551	458.7	1,544	900.5	4,623
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	409	217	86.1	924	245.6	1,550
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	150	40	21.7	154	43.2	344
直接支援職員小計	12,399	3,158	2,518.6	8,620	4,556.2	24,177
⑧医師	5	8	0.9	119	10.1	132
⑨管理栄養士	49	61	23.0	24	8.1	134
⑩栄養士	76	98	38.5	69	37.6	243
⑪調理員	164	202	80.0	790	334.1	1,156
⑫送迎運転手	49	32	16.3	834	293.0	915
⑬事務員	608	479	240.8	312	171.3	1,399
⑭その他職種	381	58	47.6	364	170.6	803
合 計	15,639	5,853	3,898.3	11,169	5,603.4	32,661

表７－４は、障害者支援施設の職種と常勤人数・非常勤人数を示したものである。

障害者支援施設の直接支援職員に関して、各職種別に常勤専従・非常勤の割合を見ると、生活支援員・児童指導員では、常勤専従が27,090人68.2%（前年度69.4%）、非常勤が7,557人19.0%（前年度18.0%）であった。職業指導員・就労支援員では、常勤専従が456人60.6%（前年度61.6%）、非常勤が214人28.5%（前年度20.6%）であった。看護師は、常勤専従が1,518人61.2%（前年度62.0%）、非常勤が553人22.3%（前年度21.5%）であった。障害者支援施設では、看護師の常勤専従の割合が障害児入所施設と同程度で、児童発達支援センターや日中活動事業所に比べて高いことがわかる。また、直接支援職員に関して、常勤専従における各職種の割合を見ると、生活支援員・児童指導員が92.4%（前年度92.3%）、職業指導員・就労支援員が1.6%（前年度2.0%）、看護師が5.2%（前年度5.0%）であり、生活支援員・児童指導員の常勤専従者に占める割合が突出して高いことがわかる。

また別の角度から、直接支援職員における看護師の割合について見た場合、前々年度5.1%、前年度5.6%、今年度5.7%となっており、加えて、一事業所当たりの看護師の平均人数も前々年度1.7人、前年度1.9人、今年度2.0人と増加していることから、医療的ケアの必要な利用者が増えてきている状況にあると推測される。

以上、表７－１から表７－４の直接支援職員小計より、常勤専従者の割合を事業所種別にみると、障害児入所施設が77.3%（前年度75.4%）、児童発達支援センターが59.7%（前年度63.7%）、日中活動事業所が51.3%（前年度51.4%）、障害者支援施設が67.4%（前年度68.5%）であり、入所系の事業所の方が通所系のそれよりも常勤専従者の割合が高いことがわかる。

また、直接支援職員における非常勤の割合は、児童発達支援センターが30.8%（前年度30.1%、前々年度29.5%）、日中活動事業所が35.7%（前年度34.9%、前々年度34.8%）、障害者支援施設が19.5%（前年度18.4%、前々年度17.6%）であり、障害児入所施設を除き、増加傾向を示している。加えて、直接支援職員を含む事業所全体の職員数においても同様の傾向が伺える。

表７－４ 障害者支援施設

職種名	常勤専従	常勤兼務	常勤兼務 の換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	計
①施設長・管理者	700	596	335.6	14	8.8	1,310
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	1,501	541	320.9	13	8.3	2,055
③保育士	191	54	31.1	22	16.6	267
④生活支援員・児童指導員	27,090	5,099	4,396.7	7,557	4,317.4	39,746
⑤職業指導員・就労支援員	456	82	54.8	214	130.6	752
⑥看護師（准看護師を含む）・保健師	1,518	410	308.1	553	245.6	2,481
⑦その他（OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）、PT（理学療法士）、心理担当職員等）	61	53	19.3	113	25.7	227
直接支援職員小計	29,316	5,698	4,810.0	8,459	4,735.9	43,473
⑧医師	6	13	2.2	220	24.3	239
⑨管理栄養士	533	92	83.0	12	6.5	637
⑩栄養士	522	137	92.6	55	21.3	714
⑪調理員	1,863	336	290.9	873	448.0	3,072
⑫送迎運転手	51	32	15.7	193	86.5	276
⑬事務員	1,938	684	431.0	379	198.3	3,001
⑭その他職種	329	110	56.6	885	423.6	1,324
合 計	36,759	8,239	6,438.5	11,103	5,961.5	56,101

表７－５は、事業所種別毎に直接支援職員の配置義務員数と実際の配置状況を示したものである。

まず、常勤専従者に注目してみると、障害児入所施設が140%（前年度123%）、児童発達支援センターが100%（前年度106%）、障害者支援施設が103%（前年度104%）で、常勤専従者のみでその配置義務員数を満たしている。しかし、日中活動事業所は83%（前年度84%）であり、常勤兼務職員や非常勤職員を加えて必要な配置義務員数を満たしていることがわかる。

次に、事業所種別毎に常勤換算後の計と配置義務員数とを比較してみると、障害児入所施設は164%（前年度156%）、児童発達支援センターは132%（前年度142%）、日中活動事業所は131%（前年度132%）、障害者支援施設は138%（前年度139%）となっており、どの事業所種別も配置義務員数を大きく超えて運営されていることがわかる。

表7-5 直接支援職員の状況（配置義務員数に回答のあった施設のみ集計）

直接支援職員	有効回答 事業所実 数 (A)	指定基準 上の配置 義務員数 (B)	1施設あた りの配置 義務員数 (B)/(A)	常勤専従 (C)	常勤専従 の配置率 (C)/(B)	常勤兼務	常勤兼務の 換算数	非常勤	非常勤兼務 の換算数	常勤 換算後 の計 (D)	常勤 換算後の 配置率 (D)/(B)
障害児入所施設	96	1,011	10.5	1,419	140%	177	151.2	164	87.7	1,657.9	164%
児童発達支援センター	89	890	10.0	892	100%	117	54.3	454	232.0	1,178.3	132%
日中活動事業所	1,048	8,955	8.5	7,442	83%	2,022	1,546.6	5,035	2,741.3	11,729.9	131%
障害者支援施設	741	16,430	22.2	17,003	103%	3,407	2,911.8	4,853	2,728.9	22,643.7	138%

〔7〕 職員の年齢・性別並びに勤務年数

表8は、職員の年齢と性別毎に正規・非正規の割合を示したものである。

正規職員の割合は、男性が75.7%（前年度74.4%）に対して、女性は58.1%（前年度56.5%）と開きはあるものの、男女合計では65.3%（前年度63.8%）で、全体的に微増していた。〔6〕 職員の数と構成」で前述したように、職員全体では非常勤の割合が微増傾向にあるものの、常勤職員においては正規化が進んでいる。

階層別にみると、非正規化が進んだのは男性、女性ともに20歳未満の階層で、それぞれ38.8%、29.4%（前年度34.6%、25.0%）であり、それ以外の階層は全て正規職員の割合がアップしていた。年代

表8 年齢と性別

（人・下段は%）

		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計
男性	正規	71	5,806	8,418	7,922	5,092	1,424	708	29,441
		61.2	88.8	92.3	89.9	78.7	40.4	16.4	75.7
	非正規	45	732	701	887	1,378	2,103	3,601	9,447
		38.8	11.2	7.7	10.1	21.3	59.6	83.6	24.3
女性	正規	161	8,059	6,834	8,553	7,430	1,506	425	32,968
		70.6	86.3	68.8	57.8	55.1	29.3	11.1	58.1
	非正規	67	1,279	3,097	6,240	6,066	3,637	3,394	23,780
		29.4	13.7	31.2	42.2	44.9	70.7	88.9	41.9
計	正規	232	13,865	15,252	16,475	12,522	2,930	1,133	62,409
		67.4	87.3	80.1	69.8	62.7	33.8	13.9	65.3
	非正規	112	2,011	3,798	7,127	7,444	5,740	6,995	33,227
		32.6	12.7	19.9	30.2	37.3	66.2	86.1	34.7

別では、男性は正規の割合が20歳代から40歳代までは90%前後、50歳代でも78.7%が正規職員であるのに対し、女性は20代の86.3%をピークに30代で68.8%，40代50代では60%弱にまで正規職員の割合は落ちている。また、65歳未満を境に男女とも正規と非正規の割合が逆転しているのは、やはり60歳で定年退職し期限付き再任用という非正規化によるものと推察できる。

表9は、同一法人内での勤務年数毎に正規職員・非正規職員の割合を示したものである。

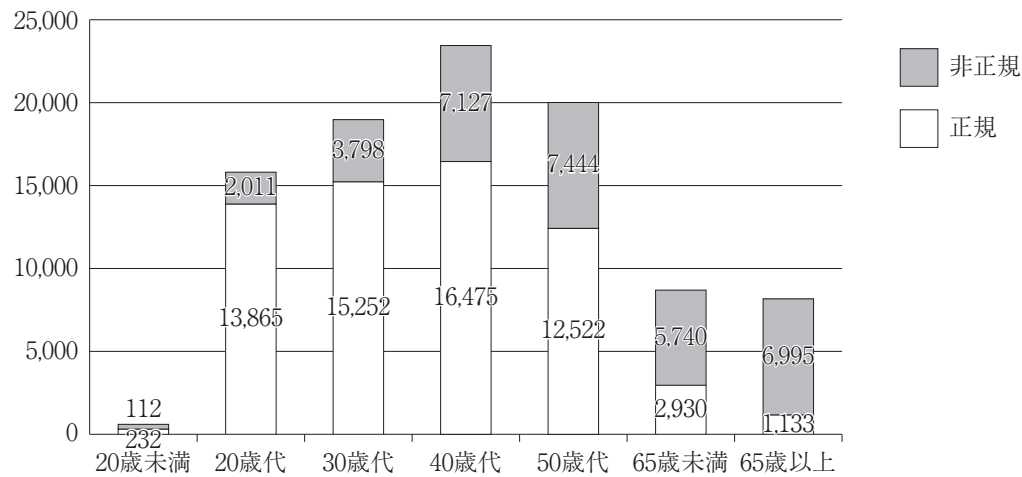
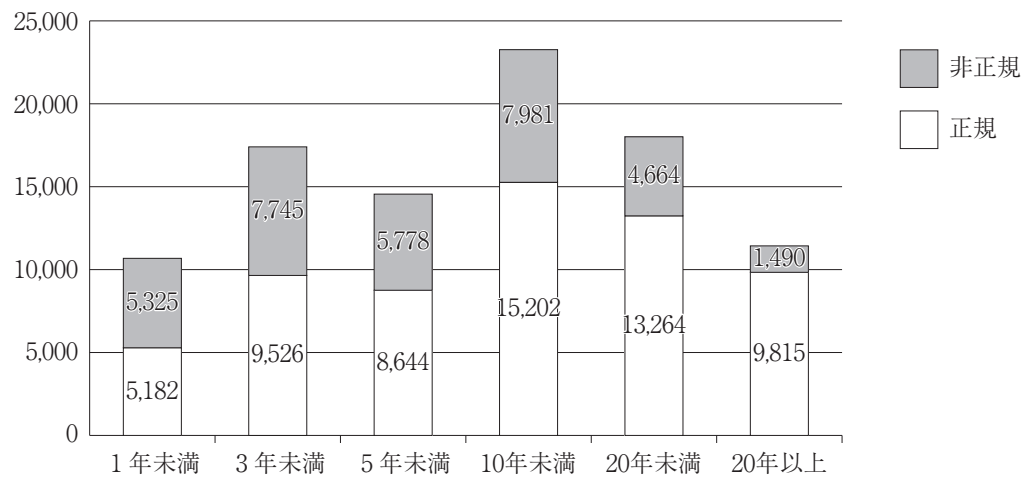


表9 同一法人内での勤務年数 (人・下段は%)

		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計
男性	正規	2,133 56.5	4,114 64.4	3,823 70.1	7,337 76.3	6,477 86.8	5,252 90.2	29,136 75.7
	非正規	1,639 43.5	2,273 35.6	1,628 29.9	2,276 23.7	985 13.2	570 9.8	9,371 24.3
女性	正規	3,049 45.3	5,412 49.7	4,821 53.7	7,865 58.0	6,787 64.8	4,563 83.2	32,497 57.9
	非正規	3,686 54.7	5,472 50.3	4,150 46.3	5,705 42.0	3,679 35.2	920 16.8	23,612 42.1
計	正規	5,182 49.3	9,526 55.2	8,644 59.9	15,202 65.6	13,264 74.0	9,815 86.8	61,633 65.1
	非正規	5,325 50.7	7,745 44.8	5,778 40.1	7,981 34.4	4,664 26.0	1,490 13.2	32,983 34.9



男女ともに勤務年数が短いほど非正規職員の割合が多く、全体では１年以内に雇われた職員の約半数（50.7％）が非正規職員であった。その傾向は女性に顕著で１年未満、３年未満ともに５割強（54.7％、50.3％）が非正規職員となっている。

〔８〕 夜間職員の勤務状況

表10は、障害児入所施設及び障害者支援施設の夜間職員の勤務形態を示したものである。

夜間職員の勤務形態についてみると、「夜勤体制のみ」は障害児入所施設が97か所54.2％（前年度52.1％）、障害者支援施設が963か所77.0％（前年度76.6％）と、障害児入所施設の方がその割合は低かった。一方、「夜勤体制と宿直体制併用」では障害児入所施設で82か所45.8％（前年度47.9％）、障害者支援施設は287か所23.0％（前年度23.4％）となっており、両施設とも「夜勤体制のみ」が前年度に比べわずかなではあるが増えている。１夜あたりの１事業所における平均職員数は、障害児入所施設で2.7人（前年度2.7人）、障害者支援施設では3.0人（前年度3.0人）となっており、１人の夜間勤務職員がみる利用者の平均人数は、障害児入所施設で10.6人（前年度10.3人）、障害者支援施設で17.6人（前年度17.5人）と、両施設とも夜勤者のみるべき人数は微増している。

表10 夜間職員の勤務形態

		障害児入所施設	障害者支援施設	計
夜勤体制のみ	事業所数	97	963	1,060
	割合	54.2%	77.0%	74.2%
	夜間職員総数（※１）	222	2,760	2,982
	１事業所平均職員数（※２）	2.3	2.9	2.8
	１人の夜間職員がみる利用者の平均人数（※３）	11.6	18.2	17.7
夜勤体制と宿直体制併用	事業所数	82	287	369
	割合	45.8%	23.0%	25.8%
	夜間職員総数	257	1,005	1,262
	うち夜勤	135	635	770
	うち宿直	122	370	492
	不明・無回答	0	0	0
	１事業所平均職員数	3.1	3.5	3.4
全体（無回答除く）	１人の夜間職員がみる利用者の平均人数	9.6	15.8	16.5
	事業所数	179	1,250	1,429
	割合	100%	100%	100%
	夜間職員総数	479	3,765	4,244
	１事業所平均職員数	2.7	3.0	3.0
	１人の夜間職員がみる利用者の平均人数	10.6	17.6	16.8

（※１）夜間職員総数は、各事業所の１日あたりの勤務人数の合計

（※２）１事業所平均職員数は、夜間職員総数を事業所数で割り返したもの

（※３）１人の夜間職員がみる利用者の平均人数は、夜間の現員÷夜間職員総数

〔9〕施設・事業所の建物の状況

表11は、施設・事業所の建物の老朽化等による建て替えの必要性を示したものであり3,315事業所から回答を得た。

「建て替えの必要あり」は、全体で613か所18.5%（前年度20.2%）と、およそ5か所中1か所が建て替えの必要ありと答えた。事業所種別では、障害児入所施設で42か所22.7%（前年度25.0%）、児童発達支援センターは28か所20.7%（前年度21.2%）、日中活動事業所は213か所12.2%（前年度13.8%）、障害者支援施設は330か所26.3%（前年度28.4%）と、児童・成人とも入所系の方が建て替えの必要度は高かった。なお、「現在建て替え中」は全体で36か所（前年度41か所）あった。

表12は障害児入所施設及び障害者支援施設の居室の利用状況を示したものである。「個室利用」は全体で56.8%（前年度57.2%、前々年度56.3%）と近年は横ばいの状況であるが、障害児入所施設に注目すると60.8%（前年度59.8%、前々年度56.6%）と増加傾向にあることがわかる。「2人部屋利用」は全体で35.0%（障害児入所施設24.8%、障害者支援施設35.8%）となっており、「個室利用」と「2人部屋利用」を合わせた割合は90%を超えている。一方、「4人部屋利用」以上は1,902部屋3.7%（前年度4.5%、前々年度4.7%）であり、微減しつつも、およそ8千人弱の利用者がそこで暮らしていることになる。

表11 施設・事業所の建物の状況

（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
老朽化等による 建て替えの必要あり	42 22.7	28 20.7	213 12.2	330 26.3	613 18.5
建て替えの必要なし	135 73.0	73 54.1	1,248 71.7	860 68.6	2,316 69.9
現在建て替え中	6 3.2	1 0.7	10 0.6	19 1.5	36 1.1
無回答	2 1.1	33 24.4	270 15.5	45 3.6	350 10.6
計	185 100	135 100	1,741 100	1,254 100	3,315 100

※建て替えの必要ありと回答した613施設のうち、築年数30年以上が437施設、そのうち50年以上が38施設

表12 入所型施設の居室の状況

（部屋数・下段は%）

	障害児入所施設	障害者支援施設	計
個室利用	2,294 60.8	26,563 56.5	28,857 56.8
2人部屋利用	935 24.8	16,834 35.8	17,769 35.0
3人部屋利用	230 6.1	2,011 4.3	2,241 4.4
4人部屋利用	279 7.4	1,569 3.3	1,848 3.6
5人以上利用	35 0.9	19 0.0	54 0.1
計	3,773 100	46,996 100	50,769 100

[10] 主な加算・減算の状況

1. 主な加算の取得状況

表13は施設・事業所種別毎に主な加算・減算の状況を示したものである。事業所種別によって取得できる加算は異なるものの、概ね取得できている加算は福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ・特別）3,006か所90.7%（前年度90.7%）、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ～Ⅲ）2,749か所82.9%（前年度87.2%）、送迎加算1,439か所82.7%（前年度80.1%）、食事提供体制加算1,426か所76.0%（前年度76.4%）となっている。

また、入所系事業所が取得できる重度障害者支援加算（Ⅱ）は732か所50.9%である一方、平成30年度より新設された生活介護事業（障害者支援施設が行う生活介護を除く）にて取得可能な重度障害者支援加算については、273か所15.7%に留まっている。

表13 主な加算・減算の状況

(事業所数・下段は%)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	119 64.3	65 48.1	1,206 69.3	844 67.3	2,234 67.4
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	15 8.1	11 8.1	174 10.0	142 11.3	342 10.3
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	9 4.9	9 6.7	153 8.8	134 10.7	305 9.2
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1 0.5	1 0.7	4 0.2	7 0.6	13 0.4
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)			24 1.4	13 1.0	37 1.1
福祉・介護職員処遇改善特別加算	2 1.1	3 2.2	38 2.2	32 2.6	75 2.3
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	55 29.7	33 24.4	599 34.4	490 39.1	1,177 35.5
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	21 11.4	8 5.9	254 14.6	167 13.3	450 13.6
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	76 41.1	61 45.2	604 34.7	381 30.4	1,122 33.8
社会生活支援特別加算			9 0.5	4 0.3	13 0.4
夜勤職員配置体制加算				803 64.0	803 64.0
重度障害者支援加算(Ⅰ)	80 43.2			125 10.0	205 14.2
重度障害者支援加算(Ⅱ)	37 20.0			695 55.4	732 50.9
人員配置体制加算			521 29.9	911 72.6	1,432 47.8
1対1.7			200	431	631
1対2.0			136	257	393
1対2.5			168	206	374
重度障害者支援加算			273 15.7		273 15.7
食事提供体制加算		119 88.1	1,307 75.1		1,426 76.0
送迎加算			1,439 82.7		1,439 82.7
延長支援加算		13 9.6	85 4.9		98 5.2
開所時間減算		13 9.6	71 4.1		84 4.5
事業所実数	185 100	135 100	1,741 100	1,254 100	3,315 100

[11] 自法人での法人後見の実施状況

表14は事業所種別毎に自法人における法人後見（成年後見）の実施状況を示したものである。（本調査は事業所単位で回答を求めているものであるが、本設問では自法人での実施状況を問うているため、同一法人の複数事業所が重複して回答している場合がある。）

「実施している」と回答したのは132か所で、全体の4.0%であった。

表14 自法人での法人後見の実施状況

（事業所数・下段は%）

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
実施している	9 4.9	8 5.9	62 3.6	53 4.2	132 4.0
実施していない	171 92.4	107 79.3	1,624 93.3	1,181 94.2	3,083 93.0
無回答	5 2.7	20 14.8	55 3.2	20 1.6	100 3.0
計	185 100	135 100	1,741 100	1,254 100	3,315 100

[12] 短期入所の状況

1. 短期入所の実施状況

表15は障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業（併設型・空床型）の実施状況である。回答のあった1,439か所（障害児入所施設185か所、障害者支援施設1,254か所）のうち、1,349か所93.7%（障害児入所施設88.6%、障害者支援施設94.5%）が短期入所事業を実施しており、入所系に対する短期入所のニーズの高さが窺える。

表15 短期入所の実施状況

（事業所数・下段は%）

	実施している				実施していない	無回答	計
		併設型	空床利用型	無回答			
障害児入所施設	164 88.6	90 54.9	78 47.6	8 4.9	17 9.2	4 2.2	185 100
障害者支援施設	1,185 94.5	966 81.5	295 24.9	27 2.3	48 3.8	21 1.7	1,254 100
計	1,349 93.7	1,056 78.3	373 27.7	35 2.6	65 4.5	25 1.7	1,439 100

表16は、障害児入所施設と障害者支援施設における短期入所事業の「併設型」を定員規模別に表したものである。

併設型は児・者合計で1,056か所と、短期入所を実施している1,349か所（表15）の78.3%にあたる。定員規模は、4人が320か所30.3%（前年度303か所30.5%）と最も多く、児・者別にみても4人を含む上位3項目は定員5人以下の規模であった。一方、定員10人以上は、児童入所で9か所（10.0%）、障害者支援施設においては73か所（7.6%）となっていた。

表16 定員規模別併設型事業所数

(事業所数・下段は%)

	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11～15人	16人以上	無回答	計
障害児入所施設	2	16	10	22	11	9	2	7		6		3	2	90
	2.2	17.8	11.1	24.4	12.2	10.0	2.2	7.8		6.7		3.3	2.2	100
障害者支援施設	22	199	84	298	114	90	33	39	11	45	15	13	3	966
	2.3	20.6	8.7	30.8	11.8	9.3	3.4	4.0	1.1	4.7	1.6	1.3	0.3	100
事業所数	24	215	94	320	125	99	35	46	11	51	15	16	5	1,056
	2.3	20.4	8.9	30.3	11.8	9.4	3.3	4.4	1.0	4.8	1.4	1.5	0.5	100

表17は平成31年4月～令和元年6月までの3か月間における短期入所の利用実績（利用実人数と利用延べ件数及び利用延べ泊数から、1人あたりの平均利用件数と1事業所あたりの利用実人数）を児・者施設毎に整理したものである。全体では、3か月間に20,704人が64,098回（件）短期入所を利用していた。その内の利用実人数では88.0%，利用延べ件数でも89.5%を障害者支援施設が占めている。

利用延べ件数を利用実人数で割り返し1人あたりの平均利用回（件）数をみると、全体では3.1回（件）、障害者支援施設3.1回（件）、障害児入所施設2.7回（件）であった。また、利用実人数20,704人を表15の短期入所実施事業所数1,349か所で割り返し、1事業所あたりの短期入所利用実人数の平均を出すと、全体では15.3人で、障害者支援施設15.4人、障害児入所施設15.1人となっていた。

表17 利用実績（平成31年4月～令和元年6月までの3か月間）

	利用実人数	利用件数（延べ）	利用泊数（延べ）	1人当たりの平均利用件数	1事業所当たりの利用実人数
障害児入所施設	2,480	6,727	16,760	2.7	15.1
	12.0	10.5	7.7		
障害者支援施設	18,224	57,371	200,739	3.1	15.4
	88.0	89.5	92.3		
計	20,704	64,098	217,499	3.1	15.3
	100	100	100		

表17-2 表17の利用件数（延べ）内訳

(利用件数・下段は%)

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
障害児入所施設	3,672	1,230	434	459	143	35	38	716	6,727
	54.6	18.3	6.5	6.8	2.1	0.5	0.6	10.6	100
障害者支援施設	29,474	13,023	5,399	5,746	1,532	750	1,201	246	57,371
	51.4	22.7	9.4	10.0	2.7	1.3	2.1	0.4	100
計	33,146	14,253	5,833	6,205	1,675	785	1,239	962	64,098
	51.7	22.2	9.1	9.7	2.6	1.2	1.9	1.5	100

表17-2は上記3か月間における利用件数（延べ）の内訳（1回あたりの期間）を児・者施設毎に整理したものである。全体では、1位1泊51.7%，2位2泊22.2%となっており、1～2泊で全体の73.9%，6泊以内で全体の92.7%を占めた。

表18は調査基準日現在（令和元年6月1日）利用中の児者の最長利用泊数を児・者施設毎に整理したものである。調査基準日現在、利用中の児者は866人であったが、短期入所サービスの利用期間上限である30泊以上の利用は262人（30.3%），更に30年度から規制がかかった年間利用日数180日を超える180泊以上の利用も62人（7.2%）であった。今回の調査結果に合わせる形で前年度の数字を再集計する

と、30泊以上が294人（33.8%）、180泊以上が79人（9.0%）であった。30年度の法改正後、共に減少している傾向はうかがえるが、短期入所に頼らざるを得ない児者がまだまだ多数存在している事も分かる。

表18 現在利用中（滞在中）の児者の最長泊数

（利用件数・下段は%）

	～7泊	8～14泊	15～19泊	20～29泊	30～59泊	60～89泊	90～179泊	180泊以上	計
障害児入所施設	65	10	3	7	7	4	1	2	99
	65.7	10.1	3.0	7.1	7.1	4.0	1.0	2.0	100
障害者支援施設	339	94	24	62	95	30	63	60	767
	44.2	12.3	3.1	8.1	12.4	3.9	8.2	7.8	100
計	404	104	27	69	102	34	64	62	866
	46.7	12.0	3.1	8.0	11.8	3.9	7.4	7.2	100

表19は、3ヶ月間で最長支給期間の180泊以上連続で利用した児者の理由（複数選択有り）をまとめたものである。630事業所から1,071件の回答を得たが、理由の1位は「障害者支援施設への入所待機のため」で261事業所552件（51.5%）、2位が「家族の病気等のため」で118事業所151件（14.1%）であった。障害者支援施設、グループホーム、その他の福祉施設等への「入所入居待機」が理由の利用は、359事業所676件（63.1%）となっており、おそらくこの5割を超える入所・入居待機群の中には、1年を超えて利用している人達も多くいると推察される。

表19 年間180日以上利用した方の理由

(下段は%)

			障害児入所施設	障害者支援施設	計	
入所入居待機	障害者支援施設への入所待機のため	事業所数	13 33.3	248 42.0	261 41.4	
		人数	23 39.7	529 52.2	552 51.5	
		グループホームへの入居待機のため	事業所数	6 15.4	63 10.7	69 11.0
	人数		7 12.1	82 8.1	89 8.3	
	その他福祉施設等への入所待機のため	事業所数	3 7.7	26 4.4	29 4.6	
		人数	5 8.6	30 3.0	35 3.3	
		本人・家族等	本人の健康状態の維持管理のため	事業所数	2 5.1	50 8.5
	人数			2 3.4	66 6.5	68 6.3
	家族の病気等のため		事業所数	5 12.8	113 19.1	118 18.7
人数			5 8.6	146 14.4	151 14.1	
地域での自立した生活をするための事前準備のため			事業所数	3 7.7	22 3.7	25 4.0
			人数	3 5.2	36 3.6	39 3.6
	その他	事業所数	7 17.9	69 11.7	76 12.1	
		人数	13 22.4	124 12.2	137 12.8	
計		事業所数	39	591	630	
		人数	58	1,013	1,071	

[13] 職員の資格取得・処遇の状況

1. 資格取得・処遇の状況

[職員の資格取得状況]

表20は、職員の資格取得（所持）状況（重複計上）を施設・事業所種別毎に表したものである。施設・事業所種別によってその取得数の順位は異なるが、全体では1位介護福祉士23.4%（前年度22.3%，前々年度21.9%），2位保育士12.6%（前年度13.0%，前々年度13.2%），3位介護職員初任者研修修了10.6%（前年度11.5%，前々年度11.8%）で，4位に社会福祉士8.3%（前年度8.1%，前々年度8.0%）であった。保育士と介護職員初任者研修修了については年々微減しているものの，介護福祉士と社会福祉士は年々微増している。

障害児入所施設，児童発達支援センターで見ると，1位保育士43.2%（前年度46.0%），2位介護福祉士11.6%（前年度10.2%），3位社会福祉士9.5%（前年度9.4%）となっており，障害者支援施設，日中活動事業所では，1位介護福祉士24.5%（前年度23.3%），2位介護職員初任者研修修了11.2%（前年度

12.1%), 3位保育士9.7%(前年度10.1%)の順となっている。

表20 職員の資格取得状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	595	129	4,786	11,759	17,269	23.4
社会福祉士	400	194	2,189	3,374	6,157	8.3
精神保健福祉士	76	24	480	758	1,338	1.8
保育士	1,315	1,382	1,731	4,857	9,285	12.6
知的障害援助専門員	49	8	413	858	1,328	1.8
知的障害福祉士	9	4	51	128	192	0.3
介護職員初任者研修修了	158	61	3,103	4,506	7,828	10.6
その他	99	132	641	1,237	2,109	2.9
直接支援職員実数	4,040	2,198	24,177	43,473	73,888	100

表21は、施設・事業所で取得を促進している資格について示したものであるが、全体では、いわゆる三福祉士といわれる社会福祉士2,394か所72.2%(前年度71.8%, 前々年度71.2%), 介護福祉士2,362か所71.3%(前年度69.9%, 前々年度68.8%), 精神保健福祉士1,325か所40.0%(前年度38.3%, 前々年度36.3%)が上位3位である。これらは年々増加傾向にあり、福祉専門職員配置等加算の要件に該当する資格であることが影響している推測される。

障害児入所施設と児童発達支援センターにおいては、精神保健福祉士ではなく保育士がそれぞれ3位と2位に入っていた。

表21 取得を促進している資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
介護福祉士	100	39	1,187	1,036	2,362	71.3
社会福祉士	119	69	1,240	966	2,394	72.2
精神保健福祉士	66	25	689	545	1,325	40.0
保育士	73	55	141	128	397	12.0
知的障害援助専門員	18	11	219	204	452	13.6
知的障害福祉士	7	5	88	94	194	5.9
介護職員初任者研修修了	14	8	247	165	434	13.1
その他	14	16	131	103	264	8.0
事業所実数	185	135	1,741	1,254	3,315	100

[資格取得への支援及び資格取得者への処遇]

表22・表23は資格取得への支援及び取得後の処遇の内容について表したものである(重複計上)。3,315事業所のうち最も多かったのは「給与手当への反映」1,980か所59.7%(前年度58.6%)で、全体の6割弱となっている。次いで、「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」1,110か所33.5%(前年度33.4%), 「資格取得一時金として1回のみ支給」721か所21.7%(前年度19.3%), 「昇進昇格等処遇への反映」573か所17.3%(前年度17.1%)の順であり、全ての処遇内容において増加している。

表23は「受講料・交通費等受講に係る費用の補助」を実施している1,110か所の補助内容を表しており、「全額補助」は201か所18.1%(前年度17.1%), 「一部補助」は774か所69.7%(前年度67.8%)であった。

表22 資格取得への支援・処遇の内容

(重複回答)

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
受講料・交通費等受講に係る費用の補助	51	39	613	407	1,110	33.5
資格取得一時金として1回のみ支給	50	26	356	289	721	21.7
昇進昇格等処遇への反映	29	13	274	257	573	17.3
給与手当への反映	83	48	1,069	780	1,980	59.7
その他	19	7	160	140	326	9.8
事業所実数	185	135	1,741	1,254	3,315	100

表23 受講料・交通費等受講に係る費用の補助

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
全額補助	9	13	105	74	201	18.1
一部補助	41	18	431	284	774	69.7
その他	2	6	76	52	136	12.3
補助ありの事業所実数	51	39	613	407	1,110	100

表24は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,980事業所が、その対象としている資格について事業所種別毎に整理したものである。全体では圧倒的に三福祉士が多く、社会福祉士1,812か所91.5%（前年度90.6%）、介護福祉士1,795か所90.7%（前年度90.6%）、精神保健福祉士1,421か所71.8%（前年度68.6%）の順で、次いで保育士616か所31.1%（前年度29.1%）となっており、すべての事業種別においても同順となっている。

表24 資格取得後手当等を支給された資格

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計
介護福祉士	66	33	966	730	1,795
	79.5	68.8	90.4	93.6	90.7
社会福祉士	68	41	972	731	1,812
	81.9	85.4	90.9	93.7	91.5
精神保健福祉士	53	23	785	560	1,421
	63.9	47.9	73.4	71.8	71.8
保育士	46	22	319	229	616
	55.4	45.8	29.8	29.4	31.1
知的障害援助専門員	11	2	91	81	185
	13.3	4.2	8.5	10.4	9.3
知的障害福祉士	4	1	42	31	78
	4.8	2.1	3.9	4.0	3.9
介護職員初任者研修修了	12	1	138	79	230
	14.5	2.1	12.9	10.1	11.6
その他	17	22	229	190	458
	20.5	45.8	21.4	24.4	23.1
給与手当への反映事業所数	83	48	1,069	780	1,980

表25は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,980事業所が、毎月定額で給与に支給される金額を資格毎に整理したものである。

給与手当への反映事業所数が最も多いのは社会福祉士87.2%（前年度86.5%）で、次いで、介護福祉士86.9%（前年度86.6%）、精神保健福祉士69.1%（前年度65.5%）、保育士30.4%（前年度28.8%）となっている。

資格毎にみると、社会福祉士と精神保健福祉士では「3,001～5,000円」が最も多く、次いで「5,001～10,000円」、「1～3,000円」の順となっているが、どの金額帯も大差はなく30%前後を示している。また、介護福祉士と保育士においては「1～3,000円」が最も多く、次いで「3,001～5,000円」、「5,001～10,000円」の順となっており、どちらの資格も「1～3,000円」と「3,001～5,000円」の金額帯を合わせると80%弱となっている。

表25 定額で給与に毎月支給される場合の金額と資格

	0円	1～3,000円	3,001～5,000円	5,001～10,000円	10,001～20,000円	20,001円以上	計	給与手当への反映事業所数（%）	有効回答事業所数（%）
介護福祉士		674 39.2	642 37.3	341 19.8	49 2.8	15 0.9	1,721 100	86.9	51.9
社会福祉士		468 27.1	553 32.0	546 31.6	127 7.4	32 1.9	1,726 100	87.2	52.1
精神保健福祉士		399 29.1	456 33.3	417 30.5	77 5.6	20 1.5	1,369 100	69.1	41.3
保育士	5 0.8	242 40.2	215 35.7	116 19.3	20 3.3	4 0.7	602 100	30.4	18.2
知的障害援助専門員	15 7.8	109 56.5	51 26.4	10 5.2	2 1.0	6 3.1	193 100	9.7	5.8
知的障害福祉士	22 22.7	25 25.8	21 21.6	22 22.7	1 1.0	6 6.2	97 100	4.9	2.9
介護職員初任者研修修了	22 9.0	166 68.0	38 15.6	14 5.7	2 0.8	2 0.8	244 100	12.3	7.4
その他	7 1.7	179 43.4	117 28.4	71 17.2	27 6.6	11 2.7	412 100	20.8	12.4
事業所実数								1,980	3,315

表26は表22で「資格取得後に給与手当への反映」と回答した1,980事業所に対し、複数の資格を取得した場合、支給される金額に上限設定が有るか無いかを尋ね整理したものである。支給に「上限がある」は1,178か所59.5%（前年度60.6%）、「上限はない」は232か所11.7%（前年度11.6%）であった。

表26 複数資格取得の場合の支給金額の上限の有無

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	計	%
上限がある	43	23	627	485	1,178	59.5
上限はない	7	8	126	91	232	11.7
無回答	33	17	316	204	570	28.8
計	83	48	1,069	780	1,980	100

Ⅲ 調査結果 B

1. 定員と現在員

表27 定員規模別施設数とその構成比

(施設数・下段は%)

		～20人	21～30人	31～40人	41～50人	51～60人	61～100人	101～150人	151～200人	201人～	計	
児童福祉法	障害児入所施設	49	53	37	16	9	14	1	1		180	
		27.2	29.4	20.6	8.9	5.0	7.8	0.6	0.6		100	
	児童発達支援センター	18	70	24	14	3	4	1			134	
		13.4	52.2	17.9	10.4	2.2	3.0	0.7			100	
	計（Ⅰ）	67	123	61	30	12	18	2	1		314	
21.3		39.2	19.4	9.6	3.8	5.7	0.6	0.3		100		
障害者総合支援法	日中系単独型	療養介護										
			210	142	425	245	334	246	42	5	6	1,655
		12.7	8.6	25.7	14.8	20.2	14.9	2.5	0.3	0.4	100	
		自立訓練	7	3	1		1					12
			58.3	25.0	8.3		8.3					100
		就労移行支援	9				1					10
			90.0				10.0					100
		就労継続支援A型	12	2	3		1					18
			66.7	11.1	16.7		5.6					100
		就労継続支援B型	148	44	91	14	14	4				315
			47.0	14.0	28.9	4.4	4.4	1.3				100
		計	386	191	520	259	351	250	42	5	6	2,010
			19.2	9.5	25.9	12.9	17.5	12.4	2.1	0.2	0.3	100
		多機能型事業所	102	94	366	87	190	119	27	7	4	996
	10.2		9.4	36.7	8.7	19.1	11.9	2.7	0.7	0.4	100	
計（Ⅱ）	488	285	886	346	541	369	69	12	10	3,006		
	16.2	9.5	29.5	11.5	18.0	12.3	2.3	0.4	0.3	100		
うち施設入所支援	11	138	320	341	176	222	35	1	7	1,251		
	0.9	11.0	25.6	27.3	14.1	17.7	2.8	0.1	0.6	100		
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		555	408	947	376	553	387	71	13	10	3,320	
		16.7	12.3	28.5	11.3	16.7	11.7	2.1	0.4	0.3	100	

表27は、定員規模別事業所数と、その構成比を示したものである。

前年度と比較すると、定員30人未満の事業所は963か所（29.0%）となり0.3ポイント増加した。一方、31～50人の事業所は0.2ポイント減少し1,323か所（39.8%）、51～100人の事業所も0.1ポイント減少し940か所（28.3%）、101～200人の事業所も0.2ポイント減少し84か所（2.5%）であった。

日中系事業（単独・多機能型及び施設入所支援を実施する事業所を含む）では31～40人の階層の構成比が最も高く886か所（29.5%）、次いで51～60人の階層541か所（18.0%）、20人以下の階層488か所（16.2%）、61～100人の階層369か所（12.3%）、41～50人の階層346か所（11.5%）の順であった。

日中系事業の単独型事業所を種別毎にみると、生活介護は31～40人が25.7%と最も多いが41～100人までの階層で49.8%と約半数を占めていた。一方、就労移行支援や就労継続支援A型では20人以下の階層が大半（90.0%、66.7%）を占めていた。

なお、居住の場である施設入所支援においては31～50人の構成比が高く52.8%（661か所）、次いで51～100人の31.8%（398か所）となっており、101人以上も3.4%（43か所）であった。

表28 定員と現在員

施設種別		定員	現在員（措置・契約）			令和元年度 充足率（A）	平成30年度 充足率（B）	（A）－（B） 充足率増減
			男	女	計			
児童福祉法	障害児入所施設	6,475	3,455	1,562	5,017	77.5	78.3	▲ 0.9
	児童発達支援センター	4,581	4,263	1,509	5,772	126.0	138.4	▲ 12.4
	計（Ⅰ）	11,056	7,718	3,071	10,789	97.6	104.0	▲ 6.4
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）療養介護	0	0	0	0			
	生活介護	108,247	67,516	43,730	111,246	102.8	103.2	▲ 0.4
	自立訓練	1,541	730	421	1,151	74.7	68.4	6.3
	就労移行支援	2,818	1,360	656	2,016	71.5	67.5	4.0
	就労継続支援 A 型	1,272	808	356	1,164	91.5	91.2	0.3
	就労継続支援 B 型	29,551	19,369	11,484	30,853	104.4	105.2	▲ 0.8
	計（Ⅱ）	143,429	89,783	56,647	146,430	102.1	102.2	▲ 0.1
	うち施設入所支援	68,756	39,747	26,550	66,297	96.4	96.8	▲ 0.4
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		154,485	97,501	59,718	157,219	101.8	102.3	▲ 0.5

表28は定員に対する現在員の割合（充足率）を示したものである。全体でみると、前年度（102.3%）より0.5ポイント減少し101.8%であった。

児童福祉法の事業については、障害児入所施設は77.5%と対前年比0.9ポイント減少し、児童発達支援センターについては126.0%と前年度（138.4%）から12.4ポイント減少した。

成人の日中系事業全体でみると、充足率は102.1%であった。事業種別毎にみると、生活介護102.8%、自立訓練74.7%、就労移行支援71.5%、就労継続支援 A 型91.5%、就労継続支援 B 型104.4%と事業によって充足率にばらつきがあることがわかる。特に、利用期限に定めのある自立訓練、就労移行支援事業は低率であった。

なお、施設入所支援の充足率は96.4%であった。

2. 年齢別施設利用者数

表29は、年齢別利用者数を事業種別毎に示したものであり、その概況は次のとおりである。

まず、全体でみると、利用者の最も多い年齢階層は、40～49歳の階層で、次いで多いのは30～39歳の階層であり、この両階層だけで40.4%を占める。

知的障害関係事業所の利用者のなかに、60歳以上の占める率は、毎年僅かずつ増加しており、今年は17.8%と前年度（17.3%）に比して0.5ポイント増加していた。利用者の年齢構成においても、徐々に高齢化が広がってきているといえる。なお、今年の65歳以上の高齢利用者は、全体で前年度（17,410人）より694人多い18,104人であるが、そのうち74.8%（13,536人）は施設入所支援に在籍している。

全体の男女差をみると、男性が62.0%を占め、例年通りの比率であった。これを年齢階層別にみると、60歳以上で男女がほぼ半々であるのに、18～60歳未満では男性が63.6%で、18歳未満の児童期では男児が71.5%となり、年齢が下がるほど男性の占める率が上がっている。このような男女の構成比は、知的障害事業所特有の特徴といえるであろう。

表29 年齢別施設利用者数

(人)

年齢			0～2	3～5	6～11	12～14	15～17	18～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男女	1	76	771	785	1,285	248	172	77	34	5					1		3,455	
				31	320	362	635	109	79	16	8	1	1						1,562	
		計	1	107	1,091	1,147	1,920	357	251	93	42	6	1	0	0	0	1	0	5,017	
		措置受者	1	86	770	773	1,144	186	2									-	2,962	
		児童発達支援センター	男女	236	3,825	183	0	19											0	4,263
				109	1,342	56	1	1											0	1,509
	計（Ⅰ）	計	345	5,167	239	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,772	
		措置受者		10	1		2												-	13
		男女	237	3,901	954	785	1,304	248	172	77	34	5	0	0				1	0	7,718
			109	1,373	376	363	636	109	79	16	8	1	1	0		0			0	3,071
		計	346	5,274	1,330	1,148	1,940	357	251	93	42	6	1	0	0	0	0	1	0	10,789
		措置受者	1	96	771	773	1,146	186	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	2,975
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護	男女																0	
																			0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		生活介護	男女				1	17	1,461	11,610	12,913	18,005	11,391	4,215	3,692	2,296	1,202	713	0	67,516
							10	699	5,525	7,041	10,032	8,332	3,791	3,602	2,374	1,391	933	0	43,730	
		計	0	0	0	1	27	2,160	17,135	19,954	28,037	19,723	8,006	7,294	4,670	2,593	1,646	0	111,246	
		自立訓練	男女					49	262	198	62	69	63	18	4	4	1		0	730
								20	144	113	34	50	38	11	6	4	1		0	421
		計	0	0	0	0	69	406	311	96	119	101	29	10	8	2	0	0	1,151	
		就労移行	男女					68	417	511	162	133	60	8	1				0	1,360
								26	195	251	91	71	20	1	1				0	656
		計	0	0	0	0	94	612	762	253	204	80	9	2	0	0	0	0	2,016	
	就労継続A型	男女						15	182	203	199	145	46	13	5			0	808	
								3	79	92	97	60	17	7	1			0	356	
	計	0	0	0	0	0	18	261	295	296	205	63	20	6	0	0	0	1,164		
	就労継続B型	男女						6	642	4,860	4,246	4,500	2,841	1,127	743	297	88	19	19,369	
								3	328	2,513	2,660	2,787	1,806	682	435	210	49	11	11,484	
	計	0	0	0	0	9	970	7,373	6,906	7,287	4,647	1,809	1,178	507	137	30	0	30,853		
	計（Ⅱ）	男女					140	2,797	17,361	17,586	22,906	14,500	5,414	4,453	2,602	1,291	732	0	89,783	
						0	59	1,369	8,481	9,918	13,037	10,256	4,502	4,051	2,589	1,441	944	0	56,647	
		計	0	0	0	1	199	4,166	25,842	27,504	35,943	24,756	9,916	8,504	5,191	2,732	1,676	0	146,430	
		うち施設入所支援	男女					56	294	3,261	6,006	11,740	8,578	3,313	2,936	1,895	1,023	645	0	39,747
								23	139	1,308	2,883	6,014	6,141	3,005	2,939	2,014	1,228	856	0	26,550
		計	0	0	0	0	79	433	4,569	8,889	17,754	14,719	6,318	5,875	3,909	2,251	1,501	0	66,297	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）	男女	237	3,901	954	785	1,444	3,045	17,533	17,663	22,940	14,505	5,414	4,453	2,602	1,291	733	0	97,501		
		109	1,373	376	363	695	1,478	8,560	9,934	13,045	10,257	4,503	4,051	2,589	1,441	944	0	59,718		
		計	346	5,274	1,330	1,149	2,139	4,523	26,093	27,597	35,985	24,762	9,917	8,504	5,191	2,732	1,677	0	157,219	

(1) 児童福祉法事業

①障害児入所施設

利用者(児)総数5,017人に、本来の対象である18歳未満の児童の占める率は85.0%(4,266人)と前年度に比して3.4ポイント増加しているが、この事業種別が抱えてきた「過齢児」問題は未だ解消されていない。なお、この事業種別において、利用者の最も多いのは15～17歳の階層の38.3%で、次いで多いのは12～14歳の階層22.9%と続いている。

②児童発達支援センター

この事業種別の利用児5,772人は、6歳未満の幼児が95.5%と非常に高い率を占めている。幼児の「早期療育施設」としての、この事業種別の役割が確立していることの顕れともいえる。なお、15歳以上の義務教育終了後の年長児は20人（0.3%）であった。

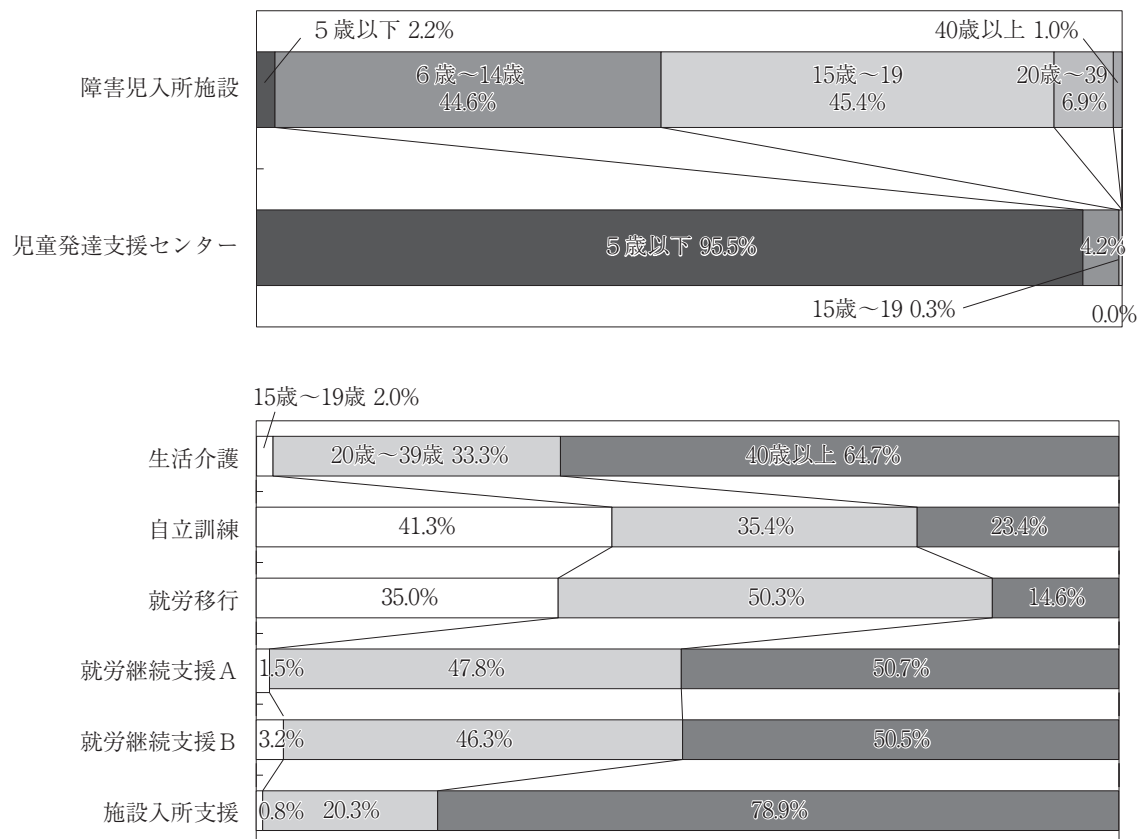
また、毎年度6～11歳の階層に1割に満たない程度（4.1%）の利用児があるが、その大部分は就学直前の6歳児であると推測される。

(2) 障害者総合支援法事業

居住サービスである施設入所支援利用者の多い年齢階層は、30～59歳までの3階層（62.4%）で、20～29歳の階層は6.9%であった。一方で、日中活動サービスのみを利用する者（日中活動サービス利用者から施設入所支援利用者を引いた数）は、20～29歳の階層で26.5%、30～39歳の階層で23.2%、40～49歳の階層で22.7%、この3階層だけで72.5%を占める。その男女差をみると、男性が63.4%を占めている。これを年齢階層別でみると、年齢が下がるほど男性の占める率が上がる傾向がみられる。

介護給付である生活介護に比べ、訓練等給付の各事業種別の年齢層が低い傾向にある。さらに、訓練等給付の事業のうち利用期限の定めのある自立訓練と就労移行支援をみると、18～29歳までの年齢層だけで、自立訓練では62.3%、就労移行支援では68.2%を占めている。

図1 施設利用者年齢別構成



3. 施設・事業在籍年数

表30は事業種別毎に利用者（児）の在籍年数を示したものである。また、表31ではその構成比をみた。

表30 施設・事業在籍年数

(人)

在籍年数			0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計	
児童福祉法	障害児入所施設	男	347	212	514	479	643	797	285	67	73	25	7	6	3,455	
		女	189	98	209	215	271	377	128	26	21	7	2	19	1,562	
		計	536	310	723	694	914	1,174	413	93	94	32	9	25	5,017	
	児童発達支援センター	男	1,355	458	1,328	734	166	2						220	4,263	
		女	477	136	475	261	70	2						88	1,509	
		計	1,832	594	1,803	995	236	4	0	0	0	0	0	308	5,772	
	計（Ⅰ）	男	1,702	670	1,842	1,213	809	799	285	67	73	25	7	226	7,718	
		女	666	234	684	476	341	379	128	26	21	7	2	107	3,071	
		計	2,368	904	2,526	1,689	1,150	1,178	413	93	94	32	9	333	10,789	
障害者総合支援法	日中系（単独・多機能含む）	療養介護	男													
			女													
			計													
		生活介護	男	1,739	1,114	3,095	2,742	5,763	38,286	13,676					1,101	67,516
			女	1,025	688	1,852	1,742	3,649	25,255	9,002					517	43,730
			計	2,764	1,802	4,947	4,484	9,412	63,541	22,678	0	0	0	0	1,618	111,246
		自立訓練	男	203	136	274	66	16	24	8					3	730
			女	119	64	153	43	12	9	3					18	421
			計	322	200	427	109	28	33	11	0	0	0	0	21	1,151
		就労移行	男	461	238	437	119	17	27	1					60	1,360
			女	201	127	228	51	9	19	1					20	656
			計	662	365	665	170	26	46	2	0	0	0	0	80	2,016
		就労継続A型	男	23	29	42	51	149	306	208					0	808
			女	10	10	32	33	60	125	84					2	356
			計	33	39	74	84	209	431	292	0	0	0	0	2	1,164
		就労継続B型	男	902	557	1,311	1,241	2,461	9,554	2,937					406	19,369
			女	483	330	792	684	1,418	5,768	1,801					208	11,484
			計	1,385	887	2,103	1,925	3,879	15,322	4,738	0	0	0	0	614	30,853
	計（Ⅱ）	男	3,328	2,074	5,159	4,219	8,406	48,197	16,830					1,570	89,783	
		女	1,838	1,219	3,057	2,553	5,148	31,176	10,891					765	56,647	
		計	5,166	3,293	8,216	6,772	13,554	79,373	27,721	0	0	0	0	2,335	146,430	
		うち施設入所支援	男	652	544	1,203	1,193	2,252	5,222	5,358	5,533	8,866	5,554	3,099	271	39,747
			女	411	353	834	788	1,463	3,349	3,448	3,449	5,324	4,235	2,819	77	26,550
		計	1,063	897	2,037	1,981	3,715	8,571	8,806	8,982	14,190	9,789	5,918	348	66,297	
合計（Ⅰ＋Ⅱ）			男	5,030	2,744	7,001	5,432	9,215	48,996	17,115	67	73	25	7	1,796	97,501
			女	2,504	1,453	3,741	3,029	5,489	31,555	11,019	26	21	7	2	872	59,718
			計	7,534	4,197	10,742	8,461	14,704	80,551	28,134	93	94	32	9	2,668	157,219

※施設入所支援、障害児入所施設については、旧法からの継続在籍年数で計上

図2 施設在籍年数別構成

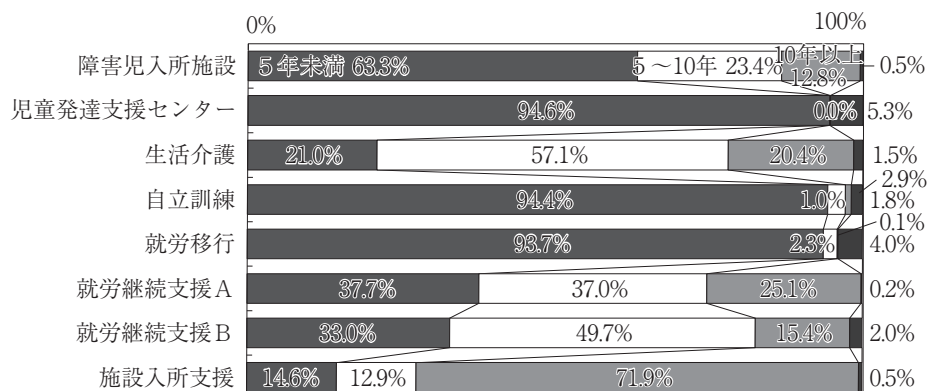


表31 在籍年数別在所者の構成比

(%)

在籍年数		0.5年未満	0.5～1年	1～2年	2～3年	3～5年	5～10年	10～15年	15～20年	20～30年	30～40年	40年以上	不明	計
児童	障害児入所施設	10.7	6.2	14.4	13.8	18.2	23.4	8.2	1.9	1.9	0.6	0.2	0.5	100
	児童発達支援センター	31.7	10.3	31.2	17.2	4.1	0.1						5.3	100
	計（Ⅰ）	21.9	8.4	23.4	15.7	10.7	10.9	3.8	0.9	0.9	0.3	0.1	3.1	100
障害者総合支援法 日中系 （単独・多機能含む）	療養介護													
	生活介護	2.5	1.6	4.4	4.0	8.5	57.1	20.4					1.5	100
	自立訓練	28.0	17.4	37.1	9.5	2.4	2.9	1.0					1.8	100
	就労移行	32.8	18.1	33.0	8.4	1.3	2.3	0.1					4.0	100
	就労継続A型	2.8	3.4	6.4	7.2	18.0	37.0	25.1					0.2	100
	就労継続B型	4.5	2.9	6.8	6.2	12.6	49.7	15.4					2.0	100
	計（Ⅱ）	3.5	2.2	5.6	4.6	9.3	54.2	18.9					1.6	100
	うち施設入所支援	1.6	1.4	3.1	3.0	5.6	12.9	13.3	13.5	21.4	14.8	8.9	0.5	100
合計（Ⅰ＋Ⅱ）		4.8	2.7	6.8	5.4	9.4	51.2	17.9	0.1	0.1	0.0	0.0	1.7	100

障害児入所施設では、在籍期間10年未満の在籍者が86.7%（前年比3.5ポイント増）を占めた。一方、20年以上の長期在籍者は、前年度（4.9%）より2.2ポイント減少し2.7%（135人）であった。障害児入所施設における長期滞留化は、いわゆる「過齢児」の増加に繋がり、この事業の根幹に関わる問題となっている。

他方、児童発達支援センターにおいては、在籍期間1年未満の在籍児が42.0%で、この事業種別では在籍児の半数弱は在籍期間1年未満の新入所児であることを示している。また、3年未満の在籍児をみると90.5%を占め、3年以内に大半の児童が入れ替わっていることを示している。

障害者総合支援法の施設入所支援については、障害者自立支援法移行前からの在籍年数を問うているが、利用者総数66,297人のうち、在籍期間10年未満の利用者は18,264人（27.5%）である一方、10年以上の利用者は47,685人（71.9%）、そのうち20年以上の在籍者は29,897人（45.1%）と10年以上在籍者の半数以上（62.7%）を占める。このように、長期滞留者が多いことは、この事業種別に高齢者が多いことの原因ともなっている。

なお、日中系事業の在籍年数については、障害者自立支援法事業の施行（平成18年10月）による新たな事業への移行からカウントしているため、すべての事業において15年以下となっている。しかし、日中系事業6事業の中で利用期限が原則2年（特例3年）となっている自立訓練（生活訓練）と就労移行支援に在籍年数3年以上の利用者が、それぞれ1割未満の72人（6.3%）と74人（3.7%）となっているので更なる追跡調査が必要であろう。

4. 障害支援区分等の状況

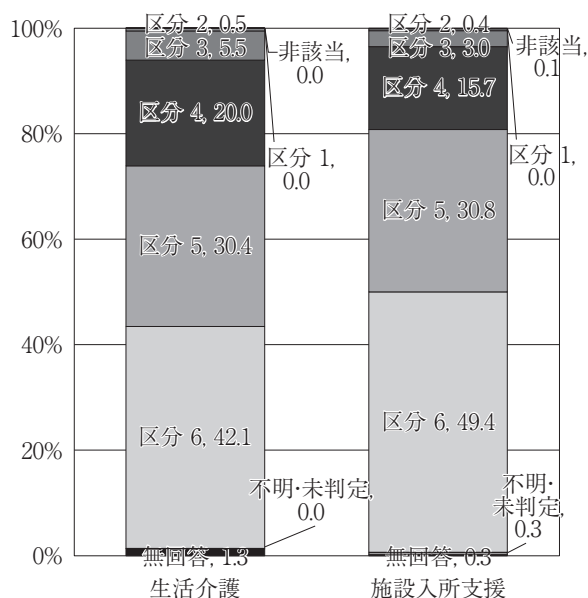
表32は障害支援区分の割合を示した表である。

表32 障害支援区分 (人・下段は%)

	生活介護 ※	施設入所 支援
非該当	10 0.0	40 0.1
区分 1	11 0.0	23 0.0
区分 2	569 0.5	243 0.4
区分 3	6,151 5.5	2,004 3.0
区分 4	22,301 20.0	10,430 15.7
区分 5	33,872 30.4	20,419 30.8
区分 6	46,814 42.1	32,722 49.4
不明・ 未判定	46 0.0	208 0.3
無回答	1,472 1.3	208 0.3
計	111,246 100	66,297 100

※多機能型「生活介護」を含む

図3 障害支援区分



施設入所支援の利用者数は66,297人で、区分6が49.4%（前年度47.0%）、区分5が30.8%（同30.3%）、区分4が15.7%（同16.4%）となっており、区分4～6の合計は95.9%（同93.7%）。

生活介護の利用者数は111,246人（同110,636人）で、区分6が42.1%（同40.4%）、区分5が30.4%（同30.2%）、区分4が20.0%（同20.9%）で、区分4～6の合計は92.6%（同91.5%）となっている。

区分4～6の合計は生活介護では平成27年度から連続して増加している。

5. 療育手帳程度別在所要者数

表33は、事業所を利用する者の療育手帳の程度を事業種別毎に示したものである。児童発達支援センターを利用する者の手帳不所持・不明の割合は46.2%と高く、他の事業に比べて際立っている。特に児童発達支援センターにおいては、低年齢から利用されており、保護者の障害受容も不確かな時期なので、療育手帳所持には繋がらないと考えられる。

児童福祉法の障害児入所施設における最重度・重度の割合は、41.1%（前々年度47.7%，前年度42.7%）と年々減少している。また、児童発達支援センターにおける最重度・重度の割合は、13.4%（前々年度13.1%，前年度11.7%）と、前年度調査では、減少していたが、今年度は、微増していた。

他方、障害者総合支援法の事業における最重度・重度の割合は、前年度調査と比較すると、就労移行支援、自立訓練、で微減を示し、就労継続支援A型、就労継続支援B型は、微増であった。また、生活介護、施設入所支援は、前年度と同率を示している。

また、各事業での分布を見ると、生活介護、施設入所支援における最重度・重度の割合がいずれも75%を超えており、他の事業と比べて群を抜いて高かった。児童福祉法の障害児入所施設、児童発達支援センター、障害者総合支援法の自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型では、中軽度の割合が高く、とくに総合支援法の4事業はほぼ60%以上となっている。これは前年度調査と変わっていない。

表33 療育手帳の状況

(人・下段は%)

療育手帳	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援セン ター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
最重度・ 重度	2,062	775	2,837		84,651	101	184	78	9,652	94,666	51,204	97,503
	41.1	13.4	26.3		76.1	8.8	9.1	6.7	31.3	64.6	77.2	62.0
中軽度	2,634	2,101	4,735		19,884	770	1,462	862	17,588	40,566	12,440	45,301
	52.5	36.4	43.9		17.9	66.9	72.5	74.1	57.0	27.7	18.8	28.8
不所持・ 不明	243	2,667	2,910		3,215	186	295	135	2,433	6,264	951	9,174
	4.8	46.2	27.0		2.9	16.2	14.6	11.6	7.9	4.3	1.4	5.8
無回答	78	229	307		3,496	94	75	89	1,180	4,934	1,702	5,241
	1.6	4.0	2.8		3.1	8.2	3.7	7.6	3.8	3.4	2.6	3.3
計	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

6. 身体障害の状況

表34 身体障害手帳の内訳

(人・下段は%)

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援セン ター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
視覚	14	15	29		2,615	19	5	5	247	2,891	1,857	2,920
	4.3	3.9	4.1		12.0	16.8	6.8	6.8	9.3	11.7	14.5	11.5
聴覚	43	41	84		2,014	9	7	12	330	2,372	1,501	2,456
	13.1	10.6	11.8		9.2	8.0	9.6	16.2	12.5	9.6	11.7	9.7
平衡	20	10	30		440	2		1	33	476	277	506
	6.1	2.6	4.2		2.0	1.8		1.4	1.2	1.9	2.2	2.0
音声・言語又は 咀嚼機能	9	10	19		2,255	3	7	2	178	2,445	1,831	2,464
	2.8	2.6	2.7		10.3	2.7	9.6	2.7	6.7	9.9	14.3	9.7
肢体不自由	223	284	507		14,176	62	41	40	1,597	15,916	7,667	16,423
	68.2	73.6	71.1		65.1	54.9	56.2	54.1	60.3	64.4	59.8	64.6
内部障害	35	45	80		1,951	12	12	11	405	2,391	1,056	2,471
	10.7	11.7	11.2		9.0	10.6	16.4	14.9	15.3	9.7	8.2	9.7
手帳所持者実数	327	386	713		21,792	113	73	74	2,648	24,700	12,830	25,413
	6.5	6.7	6.6		19.6	9.8	3.6	6.4	8.6	16.9	19.4	16.2
現在員	5,017	5,772	10,789	0	111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表35 身体障害手帳程度別在所者数

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1級	127 38.8	226 58.5	353 49.5		7,991 36.7	35 31.0	14 19.2	15 20.3	594 22.4	8,649 35.0	3,472 27.1	9,002 35.4
2級	66 20.2	85 22.0	151 21.2		5,858 26.9	37 32.7	18 24.7	17 23.0	698 26.4	6,628 26.8	3,636 28.3	6,779 26.7
3級	66 20.2	38 9.8	104 14.6		3,374 15.5	16 14.2	13 17.8	8 10.8	537 20.3	3,948 16.0	2,324 18.1	4,052 15.9
4級	38 11.6	18 4.7	56 7.9		2,412 11.1	8 7.1	15 20.5	16 21.6	367 13.9	2,818 11.4	1,879 14.6	2,874 11.3
5級	16 4.9	3 0.8	19 2.7		1,241 5.7	7 6.2	4 5.5	4 5.4	237 9.0	1,493 6.0	862 6.7	1,512 5.9
6級	14 4.3	16 4.1	30 4.2		916 4.2	3 2.7	6 8.2	14 18.9	215 8.1	1,154 4.7	657 5.1	1,184 4.7
不明・無回答						7 6.2	3 4.1			10 0.0		10 0.0
計(A)	327 100	386 100	713 100		21,792 100	113 100	73 100	74 100	2,648 100	24,700 100	12,830 100	25,413 100
現在員(B)	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
(A) / (B)	6.5	6.7	6.6		19.6	9.8	3.6	6.4	8.6	16.9	19.4	16.2

図4 身体障害者手帳保持者の障害内訳

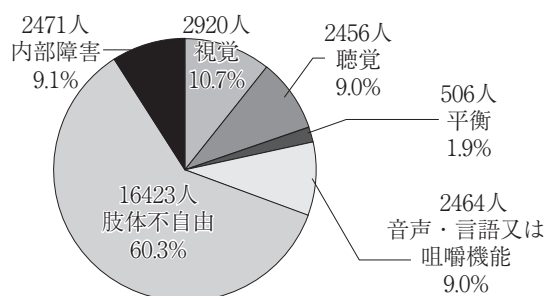


表34は、回答のあった3,320事業所の利用者157,219人における身体障害者手帳の所持状況及び内容を事業種別毎に整理したものである。

全利用者のうち身体障害者手帳を所持しているのは実数で25,413人、全利用者の16.2%と、約6人に1人は身体障害者手帳を持っていることになる。経年でみると、前々年度16.3%、前年度16.1%、今年度16.2%と、直近3年間おおよそ横ばい傾向にある。

手帳所持者の身体障害の内容は、肢体不自由が全体の64.6%と最も多く、ほとんどの事業種別ではほぼ55%以上を占めている。「視覚」「聴覚」「音声・言語又は咀嚼機能」「内部障害」は10%程度、「平衡」は2.0%であり、前年度調査結果とあまり変わっていない。

表35は、身体障害の等級を事業種別毎に示したものである。1・2級は、就労移行支援で43.8%、就労継続支援B型で48.8%であり、就労継続支援A型では、前年度29.2%であったが、今年度は、43.2%と14.0ポイントの増加がみられた。他は50%以上を占めており、とくに児童発達支援センターでは80.6%（前年度85.1%）と高い数値を示している。障害児入所施設は、今年度は、59.0%（前年度75.3%）で16.3ポイント減少している。

全体で、上位3位は1級、2級、3級の順となっている。手帳所持者の日中活動の利用状況で、もっとも多かったのは生活介護の19.6%（21,792／111,246）で、他の日中活動事業種と比較して高い割合を

示している。

7. 精神障害の状況

表36 精神障害の状況

※重複計上（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
自閉スペクトラム症（広汎 性発達障害、自閉症など）	1,718 34.2	2,293 39.7	4,011 37.2		17,595 15.8	164 14.2	338 16.8	67 5.8	2,345 7.6	20,509 14.0	9,978 15.1	24,520 15.6
統合失調症	23 0.5		23 0.2		5,954 5.4	69 6.0	67 3.3	47 4.0	1,204 3.9	7,341 5.0	5,058 7.6	7,341 4.7
気分障害（周期性精神 病、うつ病性障害など）	23 0.5		23 0.2		1,912 1.7	24 2.1	57 2.8	23 2.0	349 1.1	2,365 1.6	1,577 2.4	2,388 1.5
てんかん性精神 病	78 1.6	8 0.1	86 0.8		2,919 2.6	7 0.6	8 0.4	8 0.7	225 0.7	3,167 2.2	2,302 3.5	3,253 2.1
その他（強迫性、心因反 応、神経症様反応など）	66 1.3	15 0.3	81 0.8		2,629 2.4	30 2.6	28 1.4	13 1.1	323 1.0	3,023 2.1	2,273 3.4	3,104 2.0
現在員	5,017 100	5,772 100	10,789 100		111,246 100	1,151 100	2,016 100	1,164 100	30,853 100	146,430 100	66,297 100	157,219 100

表37 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所有者数

（人・下段は％）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障 害 者 総 合 支 援 法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	16 23.9	7 38.9	23 27.1		931 44.8	27 18.2	28 9.4	5 4.4	202 13.2	1,193 28.6	645 48.1	1,216 28.6
2 級	37 55.2	8 44.4	45 52.9		1,024 49.3	92 62.2	178 59.9	78 69.0	1,042 67.9	2,414 57.9	634 47.2	2,459 57.8
3 級	14 20.9	3 16.7	17 20.0		124 6.0	29 19.6	91 30.6	30 26.5	290 18.9	564 13.5	63 4.7	581 13.7
計（A）	67 100	18 100	85 100		2,079 100	148 100	297 100	113 100	1,534 100	4,171 100	1,342 100	4,256 100
現在員（B）	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
(A)／(B)	1.3	0.3	0.8		1.9	12.9	14.7	9.7	5.0	2.8	2.0	2.7

表36は、現在員の中で精神障害の診断名がついている人たちの状況を事業種別毎に整理したものである（複数計上あり）。「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」がもっとも多く、全体で24,520人（15.6％）、次いで「統合失調症」が7,341人（4.7％）、「てんかん性精神病」3,253人（2.1％）となっている。この上位3項目の順位は過去2年間の調査と同様であった。

「自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）」は、児童発達支援センターで39.7％と前年度（36.2％）より3.5ポイント増加しており、障害児入所施設では34.2％を占め、全体のなかで突出して高い割合を示しており、この点も、前年度調査と変わっていない。

表37は精神障害者保健福祉手帳所持者の実数を事業種別と手帳の級別に示したものである。手帳所持者の実数は4,256人であり、現在員数に対する割合は前々年度、前年度と2.5％と横ばいであったが、今年度は2.7％で微増している。しかし、身体障害者手帳と比して精神障害者保健福祉手帳の所持者の割合が著しく低いことは変わっていない。精神障害があってもすでに療育手帳を所持しており、新たに申請するケースが少ないことが身体障害者手帳所持者よりも低い割合の理由と考えられる。

各事業の現在員に占める手帳所持者の割合は、就労移行支援14.7%（297人）、自立訓練12.9%（148人）、就労継続支援A型9.7%（113人）の3事業が他の事業より高くなっており、前々年度、前年度調査と変わっていない。

8. 「てんかん」の状況

表38 「てんかん」の状況

（人・下段は%）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障害者総合支援法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
「てんかん」として 現在服薬中のもの	834 16.6	254 4.4	1,088 10.1		32,695 29.4	83 7.2	124 6.2	61 5.2	3,519 11.4	36,482 24.9	21,169 31.9	37,570 23.9
現在員	5,017 100	5,772 100	10,789 100		111,246 100	1,151 100	2,016 100	1,164 100	30,853 100	146,430 100	66,297 100	157,219 100

表38は、現在員の中で「てんかん」として服薬中の者を事業種別毎に表したものである。現在員157,219人中37,570人（23.9%）、約4人に1人が現在抗てんかん薬を服薬している。事業種別では、生活介護（29.4%）が最も高く、次いで障害児入所施設（16.6%）、就労継続支援B型（11.4%）となっている。また、施設入所支援（31.9%）も同様に高くなっており、この傾向は前年度調査とほぼ変わっていない。

9. 認知症の状況

表39 認知症の状況

（人・下段は%）

	児童福祉法		計（Ⅰ）	障害者総合支援法						計（Ⅱ）	うち施設 入所支援	計 （Ⅰ＋Ⅱ）
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
医師により認知症と 診断されている人数		1 0.02	1 0.01		1,040 0.93	1 0.09	1 0.05	1 0.09	78 0.25	1,121 0.77	867 1.31	1,122 0.71
うちダウン症 の人数		1 100.0	1 100.0		345 33.2			1 100.0	17 21.8	363 32.4	259 29.9	364 32.4
医師以外の家族・支援員 等が認知症を疑う人数					1,819 1.64	2 0.17			78 0.25	1,899 1.30	1,511 2.28	1,899 1.21
うちダウン症 の人数					449 24.7				26 33.3	475 25.0	333 22.0	475 25.0
現在員	5,017 100	5,772 100	10,789 100		111,246 100	1,151 100	2,016 100	1,164 100	30,853 100	146,430 100	66,297 100	157,219 100

うちダウン症の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表39は、医師により認知症と診断されている人数及び医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数を事業種別毎に表したものである。医師により認知症と診断されている人数は全体の0.71%（1,122人）であり、前年度の0.68%から更に伸び（26年度の0.46%からは0.25ポイント増加）、年々認知症と診断されている人数が増えている。事業種別としては、生活介護0.93%（1,040人）と最も高く、次いで就労継続支援B型0.25%（78人）となっていた。また、その内ダウン症の割合が32.4%となっており、ダウン症は認知症発症に関連すると推測される。なお、認知症と診断されている利用者の77.3%は施設入所支援利用者となっていた。

医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数は全体の1.21%（1,899人）であり、前年度の1.09%

(1,714人) から0.12ポイント増加していた。事業種別としては生活介護が1.64% (1,819人) で最も高く、次いで就労継続支援B型が0.25% (78人)、自立訓練が0.17% (2人)、就労移行支援、就労継続支援A型には対象者はいなかった(0人)。医師以外の家族・支援員等の評価によっても、ダウン症の割合が25.0%と高い割合を示していた。なお認知症を疑う利用者の79.6%は施設入所支援利用者となっていた。

10. 触法障害者の状況

表40 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数

	児童福祉法		計 (Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計 (Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)	当該設問	
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型				の回答 施設数	うち施設 入所支援
矯正施設	5 20.8		5 20.8		88 54.3	18 78.3	18 85.7	3 100	69 77.5	196 65.8	84 60.0	201 62.4	134 68.0	65 73.0
うち3 年以内	5 100		5 100		18 20.5	13 72.2	16 88.9	1 33.3	32 46.4	80 40.8	25 29.8	85 42.3	56 41.8	17 26.2
更生保護 施設	2 8.3		2 8.3		5 3.1	1 4.3	1 4.8		4 4.5	11 3.7	3 2.1	13 4.0	12 6.1	3 3.4
うち3 年以内	2 100		2 100		4 80.0				3 75.0	7 63.6	2 66.7	9 69.2	8 66.7	2 66.7
指定入院 医療機関	17 70.8		17 70.8		69 42.6	4 17.4	2 9.5		16 18.0	91 30.5	53 37.9	108 33.5	51 25.9	21 23.6
うち3 年以内	9 52.9		9 52.9		46 66.7	1 25.0	2 100		11 68.8	60 65.9	28 52.8	69 63.9	39 76.5	13 61.9
計 (A)	24 100		24 100		162 100	23 100	21 100	3 100	89 100	298 100	140 100	322 100	197 100	89 100
うち3 年以内	16 66.7		16 66.7		68 42.0	14 60.9	18 85.7	1 33.3	46 51.7	147 49.3	55 39.3	163 50.6	103 52.3	32 36.0
現在員 (B)	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219	3,320	3,320は本 調査全体 の回答施 設数
(A)／(B)	0.48	0.00	0.22		0.15	2.00	1.04	0.26	0.29	0.20	0.21	0.20	5.93	

矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす
うち3年以内の人数の%は、上段の人数を母数にして算出

表40は、現在員の中で、矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退院・退所した利用者数を示したものである。利用者数は322人（前年度329人）で、全利用者の0.20%であったが、前年度（0.21%）と比べて0.1ポイント下がった。また、事業か所数は197か所で、全事業所の5.93%であったが、前年度（8.32%）と比べて2.39ポイント下がった。

障害者総合支援法に基づく事業種別毎にみると、自立訓練（2.00%）での受け入れが最も高率であり、前年度（1.53%）と比べて4.7ポイント上がった。次いで、就労移行支援（1.04%）、障害児入所施設（0.48%）の順であった。一方、地域生活移行個別支援特別加算の対象である施設入所支援での受け入れについては0.21%（前年度0.19%）に留まっていた。また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人は、自立訓練で23人中14人（60.9%）、施設入所支援で140人中55人（39.3%）であった。

矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関別にみると、全体では「矯正施設」（62.4%）が最も高率で、次いで「指定入院医療機関」（33.5%）の順であったが、障害児入所施設においては「矯正施設」

表41 地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数
(下段は%)

	自立訓練 (宿泊型)	施設入所 支援	計
人数	5 1.27	13 0.02	18 0.03
該当事業種別の現在員	395	66,297	66,692
対象者のいる施設数	4 17.39	13 1.04	17 1.33
該当事業種別の施設数	23	1,251	1,274

地域生活移行個別支援特別加算の対象及び対象だった利用者18人は、該当事業種別の現在員66,692人の0.03%にあたる。
上記利用者のいる17施設は、該当事業種別の施設数1,274施設の1.33%にあたる。

(20.8%)よりも「指定入院医療機関」(70.8%)の方が高率であった。

表41は、施設入所支援及び自立訓練（宿泊型）において、地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数を示したものである。加算の対象者は18人（前年度26人）で該当事業種別の現在員の0.03%であったが、前年度（0.04%）と比べて0.01ポイント下がった。対象者のいる施設数は17か所で、該当事業種別の施設数の1.33%（前年度1.80%）であった。なお、自立訓練（宿泊型）では17.39%（前年度11.54%）が加算を受けており、5.8か所に1か所は加算対象者を受け入れていることが分かる。また、地域生活移行個別支援特別加算の対象となりうる利用3年以内の人（表40）のうち、自立訓練で14人中5人（35.71%）、施設入所支援で55人中13人（23.64%）が加算の対象であった。したがって、利用3年以内の人のうち73.91%の人が、何らかの理由で加算を受けていない。

11. 支援度

支援度は、表42〈支援度の指標〉をもとに、「ほとんど支援の必要がない」とする5級から、「常時全ての面で支援が必要」とする1級まで、支援の必要な度合いを1級刻みの5段階で評価したもので、表

表42 〈支援度の指標〉

支援の程度 項目	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない
日常生活面	基本的な生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面での介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的な生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的な生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。
行動面	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し、多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。
保健面	身体健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体健康にはほとんど配慮を要しない。

表43 支援度－日常生活面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	527	422	949		20,749	10			159	20,918	13,906	21,867
	10.5	7.3	8.8		18.7	0.9			0.5	14.3	21.0	13.9
2 級	1,140	1,517	2,657		36,786	71	55	17	1,722	38,651	24,149	41,308
	22.7	26.3	24.6		33.1	6.2	2.7	1.5	5.6	26.4	36.4	26.3
3 級	1,390	1,996	3,386		33,341	358	281	145	7,390	41,515	19,145	44,901
	27.7	34.6	31.4		30.0	31.1	13.9	12.5	24.0	28.4	28.9	28.6
4 級	1,252	1,224	2,476		15,092	431	814	311	11,598	28,246	7,164	30,722
	25.0	21.2	22.9		13.6	37.4	40.4	26.7	37.6	19.3	10.8	19.5
5 級	505	527	1,032		3,566	281	835	598	8,679	13,959	1,381	14,991
	10.1	9.1	9.6		3.2	24.4	41.4	51.4	28.1	9.5	2.1	9.5
不明	203	86	289		1,712		31	93	1,305	3,141	552	3,430
	4.0	1.5	2.7		1.5		1.5	8.0	4.2	2.1	0.8	2.2
計	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表43-2 支援度－行動面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	637	495	1,132		18,568	16	6	2	252	18,844	12,637	19,976
	12.7	8.6	10.5		16.7	1.4	0.3	0.2	0.8	12.9	19.1	12.7
2 級	1,195	1,598	2,793		31,703	83	70	15	1,993	33,864	20,357	36,657
	23.8	27.7	25.9		28.5	7.2	3.5	1.3	6.5	23.1	30.7	23.3
3 級	1,636	2,057	3,693		36,253	337	502	173	9,484	46,749	21,909	50,442
	32.6	35.6	34.2		32.6	29.3	24.9	14.9	30.7	31.9	33.0	32.1
4 級	982	1,056	2,038		17,107	360	691	337	9,810	28,305	8,771	30,343
	19.6	18.3	18.9		15.4	31.3	34.3	29.0	31.8	19.3	13.2	19.3
5 級	367	459	826		5,803	355	713	543	8,021	15,435	2,079	16,261
	7.3	8.0	7.7		5.2	30.8	35.4	46.6	26.0	10.5	3.1	10.3
不明	200	107	307		1,812		34	94	1,293	3,233	544	3,540
	4.0	1.9	2.8		1.6		1.7	8.1	4.2	2.2	0.8	2.3
計	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表43-3 支援度－保健面－

(人・下段は%)

支援度	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1 級	117	110	227		6,475	2			64	6,541	4,840	6,768
	2.3	1.9	2.1		5.8	0.2			0.2	4.5	7.3	4.3
2 級	386	201	587		18,668	33	10	4	591	19,306	13,142	19,893
	7.7	3.5	5.4		16.8	2.9	0.5	0.3	1.9	13.2	19.8	12.7
3 級	996	333	1,329		36,309	179	162	57	4,044	40,751	23,211	42,080
	19.9	5.8	12.3		32.6	15.6	8.0	4.9	13.1	27.8	35.0	26.8
4 級	2,124	650	2,774		38,325	514	606	358	12,173	51,976	21,765	54,750
	42.3	11.3	25.7		34.5	44.7	30.1	30.8	39.5	35.5	32.8	34.8
5 級	1,189	4,340	5,529		8,966	423	1,201	651	12,498	23,739	2,263	29,268
	23.7	75.2	51.2		8.1	36.8	59.6	55.9	40.5	16.2	3.4	18.6
不明	205	138	343		2,503		37	94	1,483	4,117	1,076	4,460
	4.1	2.4	3.2		2.2		1.8	8.1	4.8	2.8	1.6	2.8
計	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

43～表43-3は日常生活面，行動面，保健面の3つの側面について，それぞれに支援度を集計したものである。

児童福祉法における障害児入所施設・児童発達支援センターの場合，日常生活面は1，2，3級を合わせると64.8%，行動面についても同級合計が70.6%となり，支援度が高いことがわかる。また保健面については，障害児入所施設では4級（42.3%）が最も高率であり，比較的支援度は低いものの，服薬等に対する配慮が必要な児童が多いことが分かる。児童発達支援センターでは5級（75.2%）が最も高率となっており，これら傾向は例年と変わりは見られない。

障害者総合支援法による事業は，各事業の利用対象者を明確にしていることから，事業間の支援度に顕著な相違がみられた。

日常生活面をみると，生活介護が1，2，3級の合計が全体の8割を超え支援度の高さが顕著であるのに対して，それ以外の4事業は4，5級が多数を占めていた。また就労移行支援や就労継続支援A型でそれぞれ1級対象者は0名だったものの，1～2級の総数，割合は前年度と大差なく，どの事業においても日常生活面において重度化の傾向にあることがうかがえる。

また施設入所支援では，支援度の高い1，2級の割合が他の事業に比して，日常生活面，行動面，保健面ともに高率となっていた。

12. 医療的ケアの実施状況

表44は事業所内における医療的ケアの実施状況を示したものであり、延べ5,049人（3.21％）が高度な医療的ケアを必要としている。

障害者総合支援法による事業は、各事業の利用対象者を明確にしていることから、事業間の医療的ケアの実施状況において顕著な相違がみられた。

生活介護においては、「喀痰吸引」が最も高く0.63％（700人）、次いで「経管栄養の注入・水分補給」0.54％（597人）、次いで「カテーテルの管理」0.53％（588人）となっていた。一方、自立訓練，就労移行支援，就労継続支援A型においては、医療的ケアはほとんど必要とされていないことがうかがえる。

障害児入所施設では、「喀痰吸引」が最も高く0.70％（35人）、次いで「経管栄養の注入・水分補給」0.68％（34人）、「吸入」0.40％（20人）となっていた。また、児童発達支援センターでは、「経管栄養の注入・水分補給」が最も高く0.71％（41人）、次いで「喀痰吸引」が0.43％（25人）となっており、児童発達支援センターでも高度な医療的ケアが提供されていることが分かる。

表44 医療的ケアの実施状況

(上段は延べ人・中段は該当者計の％・下段は事業種別全利用者数の％)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ＋Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
点滴の管理 (持続的)			0 0.0 0.00		11 0.2 0.01					11 0.2 0.01	10 0.4 0.02	11 0.2 0.01
中心静脈栄養 (ポートも含む)	1 0.6 0.02		1 0.4 0.01		7 0.2 0.01	1 25.0 0.09	1 50.0 0.05			9 0.2 0.01	5 0.2 0.01	10 0.2 0.01
ストーマの管理 (人工肛門・人 膀胱)	2 1.3 0.04	2 1.8 0.03	4 1.5 0.04		250 5.4 0.22			2 40.0 0.17	13 10.3 0.04	265 5.5 0.18	204 7.7 0.31	269 5.3 0.17
酸素療法	13 8.4 0.26	21 18.4 0.36	34 12.7 0.32		167 3.6 0.15				2 1.6 0.01	169 3.5 0.12	48 1.8 0.07	203 4.0 0.13
吸入	20 13.0 0.40	2 1.8 0.03	22 8.2 0.20		236 5.1 0.21				13 10.3 0.04	249 5.2 0.17	100 3.8 0.15	271 5.4 0.17
人工呼吸器の管 理(侵襲、非侵 襲含む)	9 5.8 0.18	2 1.8 0.03	11 4.1 0.10		73 1.6 0.07					73 1.5 0.05	3 0.1 0.00	84 1.7 0.05
気管切開の管理	18 11.7 0.36	11 9.6 0.19	29 10.8 0.27		186 4.0 0.17					186 3.9 0.13	10 0.4 0.02	215 4.3 0.14
喀痰吸引 (口腔・鼻腔・ カニューレ内)	35 22.7 0.70	25 21.9 0.43	60 22.4 0.56		700 15.1 0.63	1 25.0 0.09			1 0.8 0.00	702 14.7 0.48	210 7.9 0.32	762 15.1 0.48
経管栄養の注入・水 分補給(胃ろう・腸 ろう・経鼻経管栄養)	34 22.1 0.68	41 36.0 0.71	75 28.0 0.70		597 12.9 0.54				3 2.4 0.01	600 12.5 0.41	107 4.0 0.16	675 13.4 0.43
インシュリン療 法	5 3.2 0.10	1 0.9 0.02	6 2.2 0.06		283 6.1 0.25	1 25.0 0.09		3 60.0 0.26	58 46.0 0.19	345 7.2 0.24	184 6.9 0.28	351 7.0 0.22
導尿	7 4.5 0.14	7 6.1 0.12	14 5.2 0.13		413 8.9 0.37				20 15.9 0.06	433 9.1 0.30	297 11.2 0.45	447 8.9 0.28
カテーテルの管理 (コンドーム・留 置・膀胱ろう)	3 1.9 0.06	1 0.9 0.02	4 1.5 0.04		588 12.7 0.53				14 11.1 0.05	602 12.6 0.41	530 19.9 0.80	606 12.0 0.39
排便	4 2.6 0.08	1 0.9 0.02	5 1.9 0.05		522 11.2 0.47		1 50.0 0.05			523 10.9 0.36	433 16.3 0.65	528 10.5 0.34
じょく瘡の処置	2 1.3 0.04		2 0.7 0.02		423 9.1 0.38	1 25.0 0.09			1 0.8 0.00	425 8.9 0.29	362 13.6 0.55	427 8.5 0.27
疼痛の管理 (がん末期のペイ ンコントロール)	1 0.6 0.02		1 0.4 0.01		188 4.0 0.17				1 0.8 0.00	189 4.0 0.13	154 5.8 0.23	190 3.8 0.12
計	154 100 3.07	114 100 1.98	268 100 2.48		4,644 100 4.17	4 100 0.35	2 100 0.10	5 100 0.43	126 100 0.41	4,781 100 3.27	2,657 100 4.01	5,049 100 3.21
全利用者実数	5,017 100	5,772 100	10,789 100		111,246 100	1,151 100	2,016 100	1,164 100	30,853 100	146,430 100	66,297 100	157,219 100

13. 複数事業利用者の状況

表45は、児童発達支援センター及び日中活動事業の利用者で、定期的に複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用している者の状況を調査したものである。

児童発達支援センター及び日中活動事業利用者全体の6.8%が、複数の事業もしくは同一事業を複数個所で利用しており、前年度（7.1%）より0.3ポイント減少していた。事業種別毎にみると、児童発達支援センターで現在員の25.6%（1,480人）となっており、約4人に1人以上が幼稚園や保育園を併用していることが分かる。また障害者総合支援法に基づく事業においては、全体で6.1%と前年度（6.2%）より0.1ポイント減っており、事業種別毎でみると、割合が最も高いのは生活介護の6.8%であった。また就労継続支援A型の利用者は4.4%（51人）で前年度1.8%（21人）に比して倍増以上に、一方就労移行支援の利用者は3.4%（68人）で前年度8.7%（210人）に比して大きく減少した。

表45 複数事業利用者数

		児童福祉法(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						合計 (Ⅰ＋Ⅱ)		
		児童発達支援センター	日中系(単独・多機能含む)								計(Ⅱ)
			療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
複数事業 利用人数	人 %	1,480 25.6	7,528 6.8	39 3.4	68 3.4	51 4.4	1,226 4.0	8,912 6.1	10,392 6.8		
複数利用ありの 事業所数		85	1,065	15	10	3	292	1,385	1,470		
現在員		5,772	111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	152,202		

14. 日中活動利用者の生活の場の状況

表46は、日中活動利用者の生活の場の状況を示したものである。全体では「施設入所支援」の割合が最も高く37.1%、次いで「家庭」からの通所者が36.2%と両項目合計で全体の7割以上にのぼっていた。また「グループホーム」の利用者数の割合も14.1%（前年度13.5%）と微増傾向にある。「施設入所支援」においては、事業の特性上、生活介護が47.5%と最も高率となっていた。

一方、事業種別毎にみると生活介護以外の4事業においてはすべて「家庭」からの通所者が最も高率となっていた。

表46 日中活動利用者の生活の場の状況

(人・下段は%)

	障 害 者 総 合 支 援 法						計
	日中系（単独・多機能含む）						
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	
家庭		31,796	471	1,425	565	18,786	53,043
		28.6	40.9	70.7	48.5	60.9	36.2
アパート等		485	21	73	81	1,101	1,761
		0.4	1.8	3.6	7.0	3.6	1.2
グループホーム ・生活寮等		11,697	79	234	435	8,150	20,595
		10.5	6.9	11.6	37.4	26.4	14.1
自立訓練 （宿泊型）		69	183	7	4	45	308
		0.1	15.9	0.3	0.3	0.1	0.2
福祉ホーム		212	1	5		115	333
		0.2	0.1	0.2		0.4	0.2
施設入所支援		52,877	137	124	3	1,162	54,303
		47.5	11.9	6.2	0.3	3.8	37.1
その他		448	6	4	1	119	578
		0.4	0.5	0.2	0.1	0.4	0.4
不明・無回答		13,662	253	144	75	1,375	15,509
		12.3	22.0	7.1	6.4	4.5	10.6
計		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430
		100	100	100	100	100	100

15. 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

表47は、施設入所支援利用者の日中活動の場の状況を示したものであるが、突出して高いのは「同一法人敷地内で活動」の90.4%であった。同項目では概ね90%以上の高率が続いており、大きな変化は見られない。

表47 施設入所支援利用者の日中活動の場の状況

	人数	%
同一法人敷地内で活動	59,926	90.4
同一法人で別の場所（敷地外）で活動	2,754	4.2
他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動	349	0.5
その他の日中活動事業所等で活動	135	0.2
不明・無回答	3,133	4.7
計	66,297	100

16. 成年後見制度の利用状況

表48は、成年後見制度の利用状況を示したものである。成年後見制度を利用しているのは14,982人で全事業所の現在員（157,219人）の9.5%であった。事業種別毎にみると、施設入所支援（18.4%）での利用が最も高率で、次いで生活介護（12.4%）、就労継続支援B型（3.5%）の順であった。また、成年後見制度の類型毎にみると「後見」（94.1%）が最も高率で、次いで「保佐」（5.5%）、「補助」（0.4%）の順であった。ただし、就労移行支援では「保佐」（53.8%）が最も高率であり、障害児入所施設では「後見」（97.1%）に次いで「補助」（2.9%）の順であった。

表48 成年後見制度の利用状況

(人・下段は%)

	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
後見	68 97.1		68 97.1		13,241 96.1	18 85.7	11 42.3	9 60.0	753 70.7	14,032 94.1	11,777 96.8	14,100 94.1
保佐			0 0.0		513 3.7	3 14.3	14 53.8	5 33.3	285 26.8	820 5.5	369 3.0	820 5.5
補助	2 2.9		2 2.9		31 0.2		1 3.8	1 6.7	27 2.5	60 0.4	24 0.2	62 0.4
計 (A)	70 100		70 100		13,785 100	21 100	26 100	15 100	1,065 100	14,912 100	12,170 100	14,982 100
現在員 (B)	5,017	5,772	10,789		111,246	1,151	2,016	1,164	30,853	146,430	66,297	157,219
(A) / (B)	1.4		0.6		12.4	1.8	1.3	1.3	3.5	10.2	18.4	9.5

17. 入退所の状況

表49は、2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日の1年間）における新規利用者総数と新規利用率（入所率）を示したものである。1年間の新規利用者数（入所者数）は全体で11,937人、新規利用率（入所率）は7.7%であったが、前年度（8.9%）と比べて1.2ポイント下がった。

事業種別毎にみると、児童発達支援センターはその特性から48.2%と他事業に比して高く、利用期限のない生活介護（4.1%）、就労継続支援A型（8.3%）、就労継続支援B型（8.4%）は、利用が有期限である就労移行支援（42.6%）、自立訓練（42.3%）と比べると低率であった。また、居住の場である障害児入所施設は13.6%、施設入所支援は3.3%であり、障害児入所施設の方が高率であった。

表50は、2018年度における退所者総数と退所率を示したものである。1年間の退所者数は全体で10,775人、退所率は6.4%であったが、比率は前年度（6.4%）と同じであった。事業種別毎にみると、就労移行支援の退所率（37.4%）が最も高率で、次いで、自立訓練（30.5%）、児童発達支援センター（27.5%）の順であった。生活介護（3.3%）と施設入所支援（3.5%）は他事業に比して低率であった。

表49 新規利用者総数と入所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
入所者総数(人)	878	2,206	3,084		4,405	652	1,201	105	2,490	8,853	2,283	11,937
入所率 (%)	13.6	48.2	27.9		4.1	42.3	42.6	8.3	8.4	6.2	3.3	7.7

※新規利用者（入所率）＝新規利用者総数／定員×100

表50 退所者総数と退所率

施設種別	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
退所者総数(人)	968	2,194	3,162		3,828	505	1,207	85	1,988	7,613	2,414	10,775
退所率 (%)	16.2	27.5	22.7		3.3	30.5	37.4	6.8	6.1	4.9	3.5	6.4

※退所率＝退所者数／（現員＋退所者数）×100

(1) 入所前の状況

表51は、2018年度（2018年4月1日～2019年3月31日の1年間）における新規利用者の入所前（利用前）の生活の場を示したものである。全体では「家庭」（72.2%）が最も高率で、前年度（70.5%）と比べて1.7ポイント上がった。次いで「グループホーム・生活寮等」（9.1%）、「施設入所支援」（6.3%）の順であった。

児童発達支援センターも含めた日中活動事業では、どの種別においても「家庭」が最も高率であり、児童発達支援センターでは99.6%が「家庭」であった。生活介護では「家庭」（60.7%）に次いで「施設入所支援」（12.7%）が、また就労系3事業では「家庭」に次いで「グループホーム・生活寮等」が高率になっており、事業の特性が反映されていた。入所系事業でみると、障害児入所施設では「家庭」（74.9%）に次いで「児童養護施設」（6.5%）が高率であったが、施設入所支援では、「家庭」（40.6%）に次いで「施設入所支援」（23.6%）が高率であった。

表51 入所前の状況 ー生活の場ー

(%)

入所前 の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	74.9	99.6	92.6		60.7	68.3	77.9	68.6	65.9	65.1	40.6	72.2
2. アパート等 （主に単身）					1.2	3.5	3.7	10.5	4.7	2.8	1.1	2.1
3. グループホーム・生活寮等	0.3		0.1		11.9	5.4	6.8	10.5	17.3	12.2	10.0	9.1
4. 社員寮・住み込み等					0.1	0.3	0.2		0.0	0.1		0.1
5. 職業能力開発 校寄宿舎						0.5				0.0		0.0
6. 特別支援学校 寄宿舎	0.2		0.1		0.7	2.3	1.5	1.0	1.3	1.1	0.6	0.8
7. 障害児入所施設 （福祉型・医療型）	6.2		1.8		4.4	3.2	0.5		0.8	2.7	9.0	2.5
8. 児童養護施設	6.5	0.2	2.0		0.5	4.9	1.4		0.3	0.9	0.9	1.2
9. 乳児院	2.4	0.0	0.7			0.2				0.0		0.2
10. 児童自立支援 施設	1.9	0.0	0.6		0.1	0.5	0.1			0.1	0.4	0.2
11. 知的障害者福 祉ホーム					0.2		0.2		0.0	0.1	0.1	0.1
12. 救護施設	0.1		0.0		0.0	0.3			0.4	0.1	0.1	0.1
13. 老人福祉・ 保健施設					0.1	0.2			0.1	0.1		0.1
14. 一般病院・ 老人病院	0.7		0.2		0.5	0.5			0.2	0.4	0.9	0.3
15. 精神科病院	2.6		0.7		4.5	5.2	0.2		2.3	3.3	7.4	2.6
16. 施設入所支援	1.1	0.0	0.4		12.7	2.0	5.1		4.2	8.3	23.6	6.3
17. 自立訓練 （宿泊型）					0.1	0.2	0.4	1.0	0.4	0.2	0.1	0.2
18. 少年院・刑務所 等の矯正施設					0.1	2.0	0.7		0.6	0.5	0.3	0.4
19. その他・不明	3.0	0.0	0.9		2.2	0.5	0.8		0.6	1.4	4.9	1.3
不明						0.3	0.5	8.6	0.8	0.4		0.3
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

表52は、1年間の新規利用者の入所前（利用前）の活動の場を示したものである。全体では「特別支援学校（高等部含む）」（19.5％）が最も高率で、次いで「家庭のみ」（16.1％）、「生活介護」（15.6％）の順であった。生活介護や就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援センターでは、同じ事業種別からの移行が他に比して高率であった。同事業種別の他事業所からの新規利用が背景として考えられる。また、障害児入所施設や自立訓練、就労移行支援は、「特別支援学校（高等部含む）」からの新規利用が他に比して高率であった。

表52 入所前の状況 ―活動の場等―

(%)

入所前 の活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)	うち施設 入所支援	計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達 支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型			
1. 家庭のみ	4.9	33.1	25.1		9.5	13.5	16.0	6.7	17.6	12.9	7.4	16.1
2. 一般就労					1.0	10.4	17.2	14.3	8.6	6.2	0.4	4.6
3. 福祉作業所					2.6	1.7	0.9		3.0	2.4	3.9	1.8
4. 職業能力開発校					0.0	0.3	0.5	1.0	1.2	0.5	0.1	0.3
5. 特別支援学校 (高等部含む)	35.9		10.2		22.5	31.0	27.4	8.6	19.5	22.8	7.9	19.5
6. 小中学校 (普通学級)	7.6	0.1	2.3		0.4	6.9	0.1		0.1	0.7		1.1
7. 小中学校(特 別支援学級)	31.5	0.1	9.1		0.8	6.0	1.7		0.8	1.3	1.2	3.3
8. その他の学校	1.0	0.0	0.3		0.4	2.0	3.4		0.2	0.9	0.3	0.7
9. 保育所・幼稚園	3.5	24.9	18.8									4.9
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.9	0.3	0.7		2.8	0.8			0.3	1.5	5.9	1.3
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	3.5	38.9	28.8									7.4
12. 児童養護施設	1.7	0.4	0.8		0.2	0.2	0.1		0.1	0.2	0.5	0.3
13. 乳児院	2.2		0.6									0.2
14. 救護施設					0.0	0.2			0.4	0.1	0.1	0.1
15. 老人福祉・ 保健施設	0.3		0.1		0.2	0.6			0.3	0.2	0.1	0.2
16. 一般病院・老 人病院(入院)	0.6		0.2		0.7	1.1	0.1		0.3	0.5	0.9	0.4
17. 精神科病院 (入院)	1.6		0.5		4.4	5.1	0.2		2.3	3.2	6.7	2.5
18. 療養介護					0.0					0.0	0.0	0.0
19. 生活介護	0.1		0.0		38.4	2.0	1.2	1.0	5.7	21.0	50.5	15.6
20. 自立訓練					1.0	3.2	11.7	1.9	2.1	2.9	1.1	2.2
21. 就労移行支援					0.4	3.5	4.3	9.5	10.0	4.0	0.4	2.9
22. 就労継続支援 A型					0.2	1.5	1.7	39.0	3.2	1.8	0.1	1.3
23. 就労継続支援 B型					10.3	6.0	9.6	17.1	21.0	13.0	7.5	9.6
24. 地域活動支援 センター等					1.1	1.4	0.7	1.0	0.9	1.0	0.4	0.8
25. 少年院・刑務所 等の矯正施設					0.1	1.7	0.7		0.8	0.5	0.3	0.4
26. その他・不明	0.8	0.6	0.7		3.0	1.1	2.7		1.5	2.3	3.0	1.9
不明	2.7	1.5	1.8		0.1					0.1	1.2	0.5
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 退所後の状況

表53は、退所後の生活の場を示したものである。全体では「家庭（親・きょうだいと同居）」（50.2%）が最も高率であったが、前年度（50.9%）と比べて0.7ポイント下がった。次いで「グループホーム・生活寮等」（15.2%）、「施設入所支援」（11.0%）の順であった。施設入所支援から「グループホーム・生活寮等」、「社員寮・住み込み等」、「アパート等」に移った人は合わせて15.9%であり、前年度（17.6%）と比べ1.7ポイント下がった。また、施設入所支援から「一般病院・老人病院」（13.2%）と「老人福祉・保健施設」（9.0%）への移行は合わせて22.2%であり、前年度（20.0%）より2.2ポイント上がった。障害児入所施設では「家庭」（31.1%）が最も高率であり、次いで「グループホーム・生活寮等」（28.3%）、「施設入所支援」（25.2%）の順であった。

退所後の生活の場が「精神科病院」である人は全体の1.9%であり、そのうち生活介護及び施設入所支援が他事業種別に比して高率であった。「死亡退所」は全体の9.5%であり、前年度（9.6%）と比べて0.1ポイント下がった。生活介護では退所者の約4人に1人が、施設入所支援では退所者の約3人に1人が死亡退所であった。

表53 退所後の状況 ―生活の場―

(%)

退所後の生活の場	児童福祉法		計(Ⅰ)	障害者総合支援法						計(Ⅱ)		計(Ⅰ+Ⅱ)
	障害児入所施設	児童発達支援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型		うち施設入所支援	
1. 家庭(親・きょうだいと同居)	31.1	97.9	77.4		19.2	47.7	76.1	58.8	51.2	38.9	6.4	50.2
2. アパート等(主に単身)	0.5		0.2		1.4	10.3	4.1	7.1	5.5	3.5	0.6	2.5
3. グループホーム・生活寮等	28.3		8.7		13.2	28.9	15.1	25.9	25.8	17.9	15.3	15.2
4. 社員寮・住み込み等	0.1	0.0	0.1						0.1	0.0		0.0
5. 職業能力開発校寄宿舎	0.2		0.1									0.0
6. 特別支援学校寄宿舎	0.1		0.0				0.1			0.0		0.0
7. 障害児入所施設(福祉型・医療型)	5.6	0.4	2.0		0.4	0.2	0.1		0.2	0.3	0.3	0.8
8. 児童養護施設	0.5	0.1	0.2				0.2		0.1	0.0		0.1
9. 知的障害者福祉ホーム	0.1		0.0		0.1	0.2	0.2		0.1	0.1	0.1	0.1
10. 救護施設	0.2		0.1		0.1				0.3	0.1	0.0	0.1
11. 老人福祉・保健施設					6.8	0.4			1.4	3.8	9.0	2.7
12. 一般病院・老人病院	0.1		0.0		9.1	1.0			1.0	4.9	13.2	3.5
13. 精神科病院	1.0		0.3		4.4	0.4	0.3	1.2	1.2	2.6	5.9	1.9
14. 施設入所支援	25.2	0.8	8.3		18.2	7.9	2.2		8.0	12.1	13.0	11.0
15. 自立訓練(宿泊型)	3.0		0.9		0.1	1.0	0.2		0.6	0.3	0.1	0.5
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	0.5		0.2		0.0	0.4			0.2	0.1	0.1	0.1
17. その他・不明	2.8	0.0	0.9		2.3	0.6	0.6	1.2	0.9	1.5	1.2	1.3
18. 死亡退所	0.6	0.1	0.3		24.7	0.2	1.0	2.4	2.9	13.4	34.7	9.5
不明		0.7	0.5			0.8		3.5	0.8	0.3		0.3
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

退所後の活動の場(表54)について、全体では「生活介護」が19.6%と最も高率であったが、前年度(20.0%)より0.4ポイント下がった。次いで「就労継続支援B型」(11.6%)、「一般就労」(11.0%)の順であった。生活介護と就労継続支援B型の退所後の活動の場は、同じ事業が最も高率であった。同事業種別の他事業所への新規利用が背景として考えられる。

障害児入所施設では「生活介護」が30.4%と最も高率であったが、前年度(37.6%)と比べて7.2ポイント下がった。次いで「特別支援学校(高等部含む)」(12.3%)、「就労継続支援B型」(12.0%)、「一般就労」(11.3%)の順であった。障害福祉サービスへの移行だけではない様子が見えてきた。児童発達支援センターでは「小中学校(特別支援学級)」(31.2%)が最も高率で、前年度(22.3%)と比べて8.9ポイント上がった。次いで「特別支援学校(高等部含む)」(27.5%)、「保育所・幼稚園」(23.7%)の順であった。

退所後の活動の場が「一般就労」である内訳をみると、事業の特性から就労移行支援が55.2%と最も高率で、次いで自立訓練(29.3%)、就労継続支援A型(21.2%)の順であった。

表54 退所後の状況 ―活動の場等―

(%)

退所後の 活動の場等	児童福祉法		計(Ⅰ)	障 害 者 総 合 支 援 法						計(Ⅱ)		計 (Ⅰ+Ⅱ)
	障害児 入所施設	児童発達支 援センター		療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型		うち施設 入所支援	
1. 家庭のみ	2.9	1.5	2.0		5.0	6.9	5.6	25.9	11.7	7.2	2.4	5.7
2. 一般就労	11.3	0.2	3.6		0.4	29.3	55.2	21.2	11.3	14.1	2.4	11.0
3. 福祉作業所・ 小規模作業所	5.1		1.5		1.0	2.8	0.4		1.6	1.2	0.8	1.3
4. 職業能力開発校	0.6	0.0	0.2				0.2		0.1	0.1		0.1
5. 特別支援学校 (高等部含む)	12.3	27.5	22.9				1.5			0.2		6.9
6. 小中学校 (普通学級)	0.5	8.8	6.2									1.8
7. 小中学校(特 別支援学級)	4.0	31.2	22.9									6.7
8. その他の学校	1.4	0.9	1.0			0.4	0.1		0.1	0.1		0.3
9. 保育所・幼稚園	0.6	23.7	16.6									4.9
10. 障害児入所施設 (福祉型・医療型)	1.7	0.2	0.6		0.5				0.1	0.3	0.2	0.4
11. 児童発達支援センター・ 児童発達支援事業等	0.7	4.9	3.6		0.1				0.1	0.1		1.1
12. 児童養護施設	0.1	0.0	0.1									0.0
13. 救護施設	0.1		0.0		0.1				0.3	0.1	0.0	0.1
14. 老人福祉・ 保健施設					8.0	0.8		1.2	2.5	4.8	9.0	3.4
15. 一般病院・老 人病院(入院)					8.6	1.0			1.3	4.7	11.6	3.3
16. 精神科病院 (入院)	1.1		0.3		4.5	0.4	0.5	1.2	1.3	2.7	5.7	2.0
17. 療養介護	0.6		0.2		1.3				0.1	0.7	1.1	0.5
18. 生活介護	30.4		9.3		34.6	8.7	1.3	1.2	21.7	23.9	22.0	19.6
19. 自立訓練	3.0	0.0	0.9		0.2	1.4	0.8	1.2	1.4	0.7	0.2	0.8
20. 就労移行支援	3.0	0.3	1.1		0.3	23.2	2.2	3.5	4.5	3.3	1.2	2.6
21. 就労継続支援 A型	1.9		0.6		0.2	4.0	4.7	21.2	4.2	2.5	0.4	1.9
22. 就労継続支援 B型	12.0	0.1	3.8		5.6	16.0	23.2	16.5	27.2	14.8	4.3	11.6
23. 地域活動支援 センター等	0.3		0.1		0.3	0.8	0.2		1.0	0.5		0.4
24. 少年院・刑務所 等の矯正施設	0.4		0.1		0.1	0.4			0.4	0.1	0.1	0.1
25. その他・不明	2.1	0.5	1.0		4.9	3.6	3.0	3.5	5.8	4.7	2.4	3.6
26. 死亡退所	0.6	0.1	0.3		23.8	0.4	0.1	3.5	3.5	13.0	32.6	9.2
不明	3.3		1.0		0.4		0.9			0.4	3.6	0.6
計	100	100	100		100	100	100	100	100	100	100	100

18. 就職の状況

1年間の就職者の総数は、1,038人（前年度1,121人）であった。就職率は全体で0.69%（前年度0.75%）と、就職者数、就職率ともに前年度の数値を下回った。

表55 就職の状況

		障害児入所	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A	就労継続B	計
就職者数	男	48	16	16	442	8	172	702
	女	33	8	6	213	4	71	335
	不明	0	0	0	1	0	0	1
	計	81	24	22	656	12	243	1,038
	就職率（%）	2.94	0.02	1.88	24.55	1.02	0.78	0.69
平均年齢	男	18.0	37.3	30.0	27.4	34.3	33.7	28.6
	女	18.5	44.6	29.8	27.3	37.8	33.2	28.3
程度（人）	最重度	0	1	1	3	0	3	8
	重度	2	1	0	27	0	10	40
	中度	10	9	8	140	1	73	241
	軽度	69	12	9	353	8	110	561
	知的障害なし	0	0	3	120	3	46	172
	不明	0	1	1	13	0	1	16
年金（人）	有：1級	0	3	1	15	0	12	31
	有：2級	4	18	9	309	7	170	517
	有：その他	1	0	0	18	0	5	24
	無	74	2	12	277	5	48	418
	不明	2	1	0	37	0	8	48
平均月額給与（円）		105,013	85,014	109,575	102,903	112,700	92,871	100,761
生活の場（人）	家庭	21	6	21	495	9	158	710
	アパート等	2	0	0	21	1	14	38
	グループホーム・生活寮等	45	18	0	110	2	61	236
	社員寮等	2	0	0	1	0	2	5
	自立訓練（宿泊型）	4	0	0	2	0	0	6
	福祉ホーム	0	0	0	1	0	0	1
	その他	5	0	0	3	0	2	10
	不明	2	0	1	23	0	6	32

※就職率＝就職者数／（現員（15歳以上）＋就職者数）×100

図5 就職率（対1,000人比）

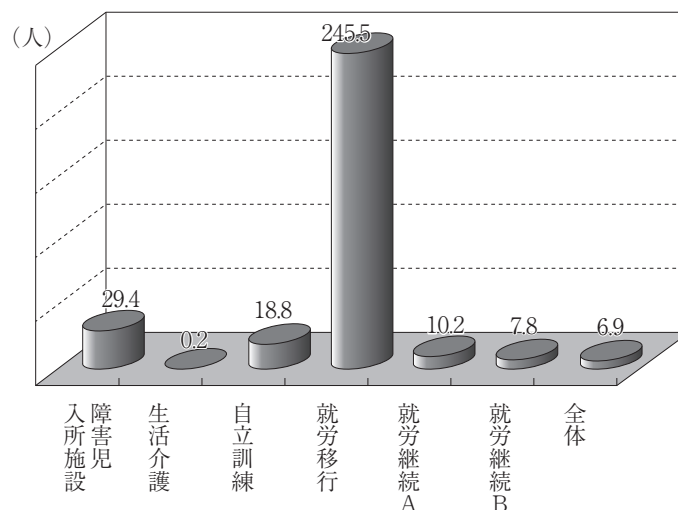


図6 就職者の程度別構成

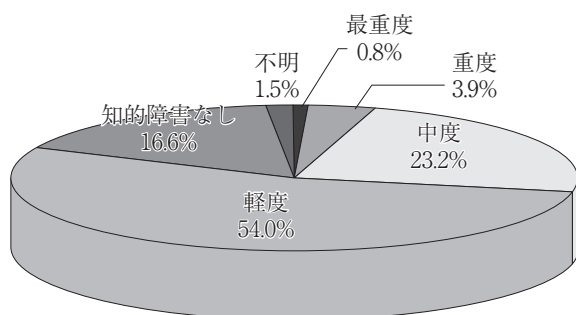
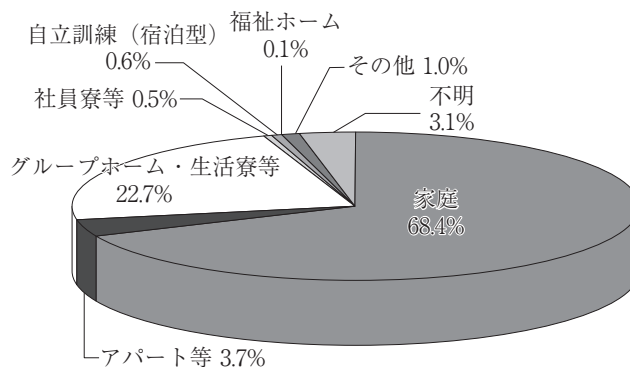


図7 就職者の生活の場



就職率を事業種別毎にみると、事業の特性からか就労移行支援が24.55%（前年度23.58%）と突出しており、次いで障害児入所施設2.94%（同2.76%）、自立訓練1.88%（同0.88%）の順になっていた。就労者の平均年齢は、全体で男28.6歳、女28.3歳であるが、事業種別でみると障害児入所施設が最も低く（男18.0歳、女18.5歳）、高いのは生活介護（男性37.3歳、女性44.6歳）であった。

障害程度別では、「中度」と「軽度」を合わせた802人で77.26%を占め、年金受給者は「1級」と「2級」を合わせた548人で52.79%であった。就職者の生活の場では、前年度と同様に最も多いのが「家庭」の710人（68.40%）、次いで「グループホーム・生活寮等」が236人（22.74%）であった。

表56 就職の状況（産業分類別）－令和元年度－

（人）

業種			児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合（％）
			障害児入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続 A		
A	01	農業	1	2	0	14	1	19	3.6
	02	林業							
B	03～04	漁業、水産養殖業							
C	5	鉱業、採石業、砂利採取業							
D	06	総合工事業	4		2	5	0	3	1.3
	07, 08	職別工事業、設備工事業				1		1	0.2
E	09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	13	4	2	105	4	34	15.6
	11	繊維工業	1			3		4	0.4
	12	木材・木製品製造業（家具除く）				1		1	0.1
	13	家具・装備品製造業							
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業			2	5		4	1.1
	15	印刷・同関連業			1	2		1	0.4
	16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業			1	8		5	1.3
	19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業				1		1	0.1
	21	窯業・土石製品製造業				2		2	0.4
	22	鉄鋼業	1			1		1	0.3
	23	非鉄金属製造業							
	24	金属製品製造業	1			6		2	0.9
	25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	3		1	16	1	7	2.7
	28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業	2			3	1	5	1.1
	30	情報通信機械器具製造業							
	31	輸送用機械器具製造業				9		1	1.0
	32	その他の製造業				6		6	0.6
F	33～36	電気・ガス・熱供給・水道業							
G	37～41	情報通信業				5		1	0.6
H	42～49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運送業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	6	1	2	28		6	4.1
	50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業				9		1	1.0
I	56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	13	1	1	75	1	24	11.1
J	62～67	金融業、保険業				5		2	0.7
K	68～70	不動産、物品賃貸業				15		2	1.6
L	71～74	学術研究、専門・技術サービス業	1		1	3		5	0.5
M	75	宿泊業	1			8		2	1.1
	76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	5	2		61	2	19	8.6
N	78	洗濯・理容・美容・浴場業	1			17		4	2.1
	79	その他の生活関連サービス業							
O	80	娯楽業				6		3	0.9
	81～82	教育・学習支援業				12		3	1.4
P	83	医療業	2	1	2	24		5	3.3
	84	保健衛生	1					1	0.1
	85	社会保険・社会福祉・介護事業	20	9	1	121	2	50	19.6
Q	86～87	郵便局、協同組合				9		3	1.2
R	88	廃棄物処理業	3	2	2	21		18	4.4
	89, 90	自動車整備業、機械等修理業				3		3	0.3
	91	職業紹介・労働者派遣業	1			3		2	0.6
	92	その他の事業サービス業						1	0.1
	93, 94	政治・経済・文化団体、宗教				1		1	0.1
	95	その他のサービス業							
	96	外国公務							
S	97～98	国家公務、地方公務		2	2	19		5	2.7
		不明	2		2	22		7	3.2
		計	82	24	22	655	12	243	1,038

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56-2 就職の状況（産業分類別）－平成30年度－

(人)

業種			児童福祉法	障害者総合支援法（単独・多機能含む）				合計	割合（％）	
			障害児入所施設	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A			就労継続B
A	01	農業	1	2	1	29		15	48	4.3
	02	林業								
B	03～04	漁業、水産養殖業				1		1	2	0.2
C	5	鉱業、採石業、砂利採取業								
D	06	総合工事業				4	2	3	9	0.8
	07, 08	職別工事業、設備工事業	1					2	3	0.3
E	09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	16	3	4	130	5	38	196	17.5
	11	繊維工業				3		1	4	0.4
	12	木材・木製品製造業（家具除く）				2			2	0.2
	13	家具・装備品製造業						1	1	0.1
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業				1		2	3	0.3
	15	印刷・同関連業				2			2	0.2
	16～18	化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業	1			9		2	12	1.1
	19, 20	ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業				2			2	0.2
	21	窯業・土石製品製造業				3			3	0.3
	22	鉄鋼業								
	23	非鉄金属製造業								
	24	金属製品製造業	2			14	1	7	24	2.1
	25～27	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業				3			3	0.3
	28, 29	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業	1			12		5	18	1.6
	30	情報通信機械器具製造業								
	31	輸送用機械器具製造業				8		2	10	0.9
	32	その他の製造業				1		1	2	0.2
F	33～36	電気・ガス・熱供給・水道業								
G	37～41	情報通信業				5		1	6	0.5
H	42～49	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に付随するサービス業、郵便業（信書便事業を含む）	2			41	1	5	49	4.4
I	50～55	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食物品卸売業、建築材料・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業	1			10		3	14	1.2
	56～61	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食物品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業	16	1	1	96	5	19	138	12.3
J	62～67	金融業、保険業				5		1	6	0.5
K	68～70	不動産、物品賃貸業			1	11		4	16	1.4
L	71～74	学術研究、専門・技術サービス業				3	1	2	6	0.5
M	75	宿泊業	2	1		9	1	3	16	1.4
	76～77	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	9	1	2	71	4	19	106	9.5
N	78	洗濯・理容・美容・浴場業	3			14	1	9	27	2.4
	79	その他の生活関連サービス業				2		2	4	0.4
O	80	娯楽業				14	1	4	19	1.7
	81～82	教育・学習支援業				6	1	4	11	1.0
P	83	医療業	1			26	2	2	31	2.8
	84	保健衛生								
Q	85	社会保険・社会福祉・介護事業	16	3	1	127	3	52	202	18.0
	86～87	郵便局、協同組合	1			8		3	12	1.1
R	88	廃棄物処理業	2			41	2	16	61	5.4
	89, 90	自動車整備業、機械等修理業	1			3			4	0.4
	91	職業紹介・労働者派遣業				3	3	2	8	0.7
	92	その他の事業サービス業	1			1		1	3	0.3
	93, 94	政治・経済・文化団体、宗教								
	95	その他のサービス業						1	1	0.1
S	96	外国公務								
	97～98	国家公務、地方公務			1	16		5	22	2.0
不明						11		4	15	1.3
計			77	11	11	747	33	242	1,121	100

※上記分類は総務省「日本標準産業分類（平成25年10月改訂）」による。

表56と表56-2は、令和元（2019）年度と平成30（2018）年度のそれぞれ1年間に就職した人の就職先を「日本標準産業分類（総務省）」に落としたものである。令和元（2019）年度に最も就職者が多かった産業は「社会保険・社会福祉・介護事業」の19.6%（203人）（前年度18.0%（202人））、次いで「食料品製造業・飲料・たばこ・飼料製造業」15.6%（162人）（前年度17.5%（196人））「各種商品小売業・（略）」11.1%（115人）（前年度12.3%（138人））の順になっており、前年度と比して上位3項目は同じであった。

19. 介護保険サービスへの移行状況

表57は、この1年間に介護保険サービスへ移行又は併給を開始した人数を事業種別毎（施設入所支援利用者は日中系事業に内包）に表したものである。介護保険サービスに移行・併給を開始した人数は、前年度（437人）より16人減の421人であり、65歳以上（18,104人・表29）に占める割合は2.3%であった。平成29年度は346人（2.2%）、30年度は437人（2.5%）であり、ここ3年はほぼ同じような割合となっている。介護保険サービス利用対象となる40歳以上（88,768人・表29）に対する移行又は併給を開始した人の割合は0.5%であり、昨年度と同値であった。移行又は併給した人が最も多い事業種別は生活介護となっており、82.7%を占めていた。

年齢階層別にみると、「介護保険法の保険給付優先」とされる65歳以上のうち、「65～69歳」が165人（39.2%）と前年度（35.2%）より4.0ポイント増加しており、最も割合が高かった。次いで、「70～74歳」が86人（20.4%）、「75～79歳」が48人（11.4%）と続いている。この傾向は一昨年度、昨年度と同様であった。

表57 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の年齢別構成

（人・下段は%）

年齢	障 害 者 総 合 支 援 法						計
	療養介護	生活介護	自立訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	
40～44歳		1 0.3	1 100			2 2.9	4 1.0
45～49歳		4 1.1				2 2.9	6 1.4
50～54歳		11 3.2				3 4.3	14 3.3
55～59歳		22 6.3				5 7.1	27 6.4
60～64歳		24 6.9				5 7.1	29 6.9
65～69歳		140 40.2		1 100	1 100	23 32.9	165 39.2
70～74歳		66 19.0				20 28.6	86 20.4
75～79歳		42 12.1				6 8.6	48 11.4
80歳～		37 10.6				4 5.7	41 9.7
無回答		1 0.3					1 0.2
計		348 100	1 100	1 100	1 100	70 100	421 100

また、40歳から64歳までで介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人数は80人であり、この年齢階級の人数70,664人（表29）に占める割合は0.1％、介護保険サービス移行又は併給を開始した人数421人に占める割合は、19.0％だった。

表58は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の知的障害の程度について表したものである。知的障害の程度は、「重度」が136人（32.3％）と前年度（32.5％）より0.2ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「中度」が122人（29.0％）、「最重度」が89人（21.1％）と続いた。「重度」と「最重度」をあわせて225人（53.4％）と全体の5割を超えていた。

表58 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の知的障害の程度

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は知的障害程度の％）

年齢 程度	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
最重度		2	4	8	14	25	15	10	11		89
		33.3	28.6	29.6	48.3	15.2	17.4	20.8	26.8		21.1
		2.2	4.5	9.0	15.7	28.1	16.9	11.2	12.4		100
重度	1	1	7	10	6	49	22	22	18		136
	25.0	16.7	50.0	37.0	20.7	29.7	25.6	45.8	43.9		32.3
	0.7	0.7	5.1	7.4	4.4	36.0	16.2	16.2	13.2		100
中度		2		5	7	55	29	13	11		122
		33.3		18.5	24.1	33.3	33.7	27.1	26.8		29.0
		1.6		4.1	5.7	45.1	23.8	10.7	9.0		100
軽度				1		19	14	1	1	1	37
				3.7		11.5	16.3	2.1	2.4	100	8.8
				2.7		51.4	37.8	2.7	2.7	2.7	100
知的障害なし	3	1	2	2	2	15	5	2			32
	75.0	16.7	14.3	7.4	6.9	9.1	5.8	4.2			7.6
	9.4	3.1	6.3	6.3	6.3	46.9	15.6	6.3			100
無回答			1	1		2	1				5
			7.1	3.7		1.2	1.2				1.2
			20.0	20.0		40.0	20.0				100
計	4	6	14	27	29	165	86	48	41	1	421
	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	1.0	1.4	3.3	6.4	6.9	39.2	20.4	11.4	9.7	0.2	100

表59は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の障害支援区分について表したものである。障害支援区分では、「区分6」が145人（34.4%）で前年度（28.4%）より6.0ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「区分5」が86人（20.4%）,「区分4」が76人（18.1%）と続き、この傾向は前年度と同様であった。「区分5」と「区分6」をあわせて231人（54.9%）と全体の5割を超えていた。

表59 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始した人の障害支援区分

（上段は人・中段は年齢区分の％・下段は障害支援区分の％）

年齢 区分	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
区分1			1 7.1 16.7				2 2.3 33.3	2 4.2 33.3	1 2.4 16.7		6 1.4 100
区分2				2 7.4 11.8	1 3.4 5.9	5 3.0 29.4	5 5.8 29.4	3 6.3 17.6	1 2.4 5.9		17 4.0 100
区分3	1 25.0 1.5		1 7.1 1.5	1 3.7 1.5	2 6.9 3.0	39 23.6 59.1	16 18.6 24.2	4 8.3 6.1	2 4.9 3.0		66 15.7 100
区分4	1 25.0 1.3	1 16.7 1.3	1 7.1 1.3	5 18.5 6.6	8 27.6 10.5	28 17.0 36.8	21 24.4 27.6	3 6.3 3.9	7 17.1 9.2	1 100 1.3	76 18.1 100
区分5		2 33.3 2.3		7 25.9 8.1	7 24.1 8.1	43 26.1 50.0	12 14.0 14.0	10 20.8 11.6	5 12.2 5.8		86 20.4 100
区分6		2 33.3 1.4	9 64.3 6.2	11 40.7 7.6	10 34.5 6.9	43 26.1 29.7	23 26.7 15.9	24 50.0 16.6	23 56.1 15.9		145 34.4 100
無回答	2 50.0 8.0	1 16.7 4.0	2 14.3 8.0	1 3.7 4.0	1 3.4 4.0	7 4.2 28.0	7 8.1 28.0	2 4.2 8.0	2 4.9 8.0		25 5.9 100
計	4 100 1.0	6 100 1.4	14 100 3.3	27 100 6.4	29 100 6.9	165 100 39.2	86 100 20.4	48 100 11.4	41 100 9.7	1 100 0.2	421 100 100

表60は、介護保険サービスへの移行又は併給開始前の生活の場と開始後の生活の場の変化を住居別に表したものである。開始前の生活の場は、「施設入所支援」が171人（40.6%）と前年度（38.9%）より1.7ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「グループホーム・生活寮等」が113人（26.8%）、「家庭」が82人（19.5%）と続いた。この傾向は前々年度、前年度と同様であった。

開始後の生活の場は、「特別養護老人ホーム」が前年度（29.1%）より0.8ポイント減少したが、119人（28.3%）と最も割合が高かった。次いで、「グループホーム（障害福祉）」が79人（18.8%）、「家庭」が65人（15.4%）と続いた。前々年度は「グループホーム（障害福祉）」よりも「家庭」の方が多かったが、前年度に続いて今年度も、「グループホーム（障害福祉）」が「家庭」を上回った。

開始前の生活の場が「施設入所支援」であった171人のうち、開始後の生活の場が「特別養護老人ホーム」の人は91人（53.2%）と、前年度（55.3%）より2.1ポイント減少していたが、最も割合が高く、次いで、「介護老人保健施設」が35人（20.5%）であった。この傾向は前年度と同様だった。なお、「その他」も27人（15.8%）であった。

また、開始前の生活の場が「グループホーム・生活寮等」であった113人のうち、開始後の生活の場が同じく「グループホーム（障害福祉）」であった人は74人（65.5%）で前年度（59.8%）より5.7ポイント増加し、最も割合が高く、次いで「特別養護老人ホーム」が16人（14.2%）と続いた。なお、表60と表62にある介護保険サービスの中で、「デイサービス・デイケア」146人に次いで利用されたサービスが「特別養護老人ホーム」の119人だった。

表60 新規に介護保険サービスへの移行又は併給開始前後の生活の場の変化

（上段は人・中段は開始後の％・下段は開始前の％）

開始後 開始前	家庭	アパート	グループ ホーム (障害福祉)	グループ ホーム (認知症対応)	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	その他	無回答	計
家庭（親・きょうだいと同居）	59 90.8 72.0			2 11.8 2.4	9 7.6 11.0	2 4.7 2.4	1 8.3 1.2	9 16.7 11.0		82 19.5 100
アパート等 (主に単身)	2 3.1 6.7	20 95.2 66.7	1 1.3 3.3	2 11.8 6.7		1 2.3 3.3		4 7.4 13.3		30 7.1 100
グループホーム・生活寮等	1 1.5 0.9	1 4.8 0.9	74 93.7 65.5	5 29.4 4.4	16 13.4 14.2	4 9.3 3.5	2 16.7 1.8	10 18.5 8.8		113 26.8 100
社員寮・住み込み等						1 2.3 100.0				1 0.2 100
知的障害者福祉ホーム				1 5.9 50.0	1 0.8 50.0					2 0.5 100
施設入所支援			3 3.8 1.8	5 29.4 2.9	91 76.5 53.2	35 81.4 20.5	8 66.7 4.7	27 50.0 15.8	2 18.2 1.2	171 40.6 100
自立訓練 (宿泊型)					1 0.8 100.0					1 0.2 100
その他・不明	2 3.1 22.2			1 5.9 11.1	1 0.8 11.1		1 8.3 11.1	4 7.4 44.4		9 2.1 100
無回答	1 1.5 8.3		1 1.3 8.3	1 5.9 8.3					9 81.8 75.0	12 2.9 100
計	65 100 15.4	21 100 5.0	79 100 18.8	17 100 4.0	119 100 28.3	43 100 10.2	12 100 2.9	54 100 12.8	11 100 2.6	421 100 100

表61は、介護保険サービスに移行又は併給を開始した人の介護認定区分と障害支援区分を表したものである。介護認定区分は、「要介護5」が70人（16.6%）と最も割合が高かった。次いで「要介護3」が57人（13.5%）,「要介護2」が55人（13.1%）だった。27年度調査で最も割合が高かった介護認定区分は「要介護5」, 28～30年度は「要介護3」だった。また2番目, 3番目に多い介護認定区分を比較しても特徴的な傾向は見出されないが,「要支援1」「要支援2」の介護認定区分が「要介護1～5」に比べて低い割合である傾向は見てとれる。

障害支援区分は,「区分6」が145人（34.4%）と前年度（28.4%）より6.0ポイント増加し,最も割合が高かった。次いで区分5が86人（20.4%）,区分4が76人（18.1%）であり,区分が上がるに従って介護認定を受けている人数が多くなる。この傾向は前々年度,前年度調査の結果と同じであった。

障害支援区分が「区分6」である145人のうち,介護認定区分が「要介護5」となった人は,55人（37.9%）と前年度と同率であり,最も割合が高かったが,介護保険制度の施設サービスを受けられる要介護3以上の人が104人（71.7%）だった一方で,「要介護2」以下になった人が19人（13.1%）いた。「区分5」の86人では,介護認定区分が「要介護3」となった人が18人（20.9%）と最も多く,「要介護3」以上が37人（43.0%）,「要介護2」以下が33人（38.4%）だった。また,「区分4」の76人では,介護認定区分が「要介護1」となった人が14人（18.4%）と最も割合が高く,「要介護3」以上が25人（32.9%）,「要介護2」以下が36人（47.4%）,だった。「区分6」では「要介護2」以下は1割強だが,区分5,区分4では,「要介護2」以下の認定になってしまうケースが3割強～5割程度あり,介護保険の施設サービス利用がやや困難になっていると考えられる。

表61 新規に介護保険サービスへの移行又は併給を開始する人の介護認定区分と障害支援区分

（上段は人・中段は障害支援区分の%・下段は介護認定区分の%）

障害支援区分 介護認定区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	無回答	計
要支援1		1 5.9 4.2	11 16.7 45.8	2 2.6 8.3	6 7.0 25.0		4 16.0 16.7	24 5.7 100
要支援2		5 29.4 14.7	13 19.7 38.2	8 10.5 23.5	4 4.7 11.8	1 0.7 2.9	3 12.0 8.8	34 8.1 100
要介護1	1 16.7 1.9	4 23.5 7.4	15 22.7 27.8	14 18.4 25.9	10 11.6 18.5	6 4.1 11.1	4 16.0 7.4	54 12.8 100
要介護2		2 11.8 3.6	12 18.2 21.8	12 15.8 21.8	13 15.1 23.6	12 8.3 21.8	4 16.0 7.3	55 13.1 100
要介護3		2 11.8 3.5	3 4.5 5.3	9 11.8 15.8	18 20.9 31.6	23 15.9 40.4	2 8.0 3.5	57 13.5 100
要介護4	1 16.7 2.0		1 1.5 2.0	11 14.5 22.0	11 12.8 22.0	26 17.9 52.0		50 11.9 100
要介護5	2 33.3 2.9			5 6.6 7.1	8 9.3 11.4	55 37.9 78.6		70 16.6 100
不明・無回答	2 33.3 2.6	3 17.6 3.9	11 16.7 14.3	15 19.7 19.5	16 18.6 20.8	22 15.2 28.6	8 32.0 10.4	77 18.3 100
計	6 100 1.4	17 100 4.0	66 100 15.7	76 100 18.1	86 100 20.4	145 100 34.4	25 100 5.9	421 100 100

表62は、表60以外の介護保険サービスを利用開始した人のサービス種別を表したものである。この設問は、複数回答可であるため延べ人数となっているが、全体で前年度（501人）より36人減少（減少率7.2%）して465人であった。そのうち、「不明・無回答」を除き、「デイサービス・デイケア」が146人（31.4%）と前年度（29.5%）より1.9ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）」41人（8.8%）、「短期入所（ショートステイ）」30人（6.5%）と続いた。なお、「その他」は41人（8.8%）であった。

また、表60と表62にある介護保険サービス全体の中で、最も利用されたサービスが「デイサービス・デイケア」（146人 31.4%）であった。

表62 介護保険サービスへ移行・併給を開始した後に利用した表60以外の介護保険サービス

※重複計上（人・下段は%）

介護保険サービス \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
デイサービス・デイケア		2 33.3	1 7.1	9 27.3	7 22.6	69 37.5	35 37.6	13 25.0	10 21.7		146 31.4
訪問・居宅介護 （ホームヘルプサービス）	1 20.0			3 9.1	6 19.4	22 12.0	5 5.4	2 3.8	2 4.3		41 8.8
短期入所 （ショートステイ）				3 9.1	1 3.2	16 8.7	8 8.6	1 1.9	1 2.2		30 6.5
訪問看護	1 20.0			2 6.1	1 3.2	4 2.2		1 1.9	2 4.3		11 2.4
その他	1 20.0	1 16.7	2 14.3	3 9.1	3 9.7	9 4.9	11 11.8	5 9.6	5 10.9	1 100	41 8.8
不明・無回答	2 40.0	3 50.0	11 78.6	13 39.4	13 41.9	64 34.8	34 36.6	30 57.7	26 56.5		196 42.2
計	5 100	6 100	14 100	33 100	31 100	184 100	93 100	52 100	46 100	1 100	465 100

表63は、介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由を表したものである。「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」が171人（41.5%）と前年度（41.7%）より0.2ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「家族の希望により」が56人（13.6%）、「市町村等行政から65歳になったので移行指示があった」が50人（12.1%）と続いた。なお、「その他」は53人（12.9%）であった。障害福祉サービス事業所で、高齢化した利用者への支援体制がまだ不十分であることや障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を機械的に適用している市町村がまだ少なくないのかもしれないが、いずれにせよ、「本人の希望により」移行・併給を開始した割合が10.4%と1割強でしかないことは課題であろう。「本人の希望により」と「家族の希望により」をあわせても24.0%と全体の4分の1に満たなかった。

また、最も割合が高かった「加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた」人のうち、「65～69歳」が48人（30.0%）と前年度（29.0%）より1ポイント増加して最も割合が高かった。他方で、理由が「加齢により支援が限界となったため…」であるにもかかわらず、45～64歳で利用開始した人が、28人（16.4%）いた。

表63 介護保険サービスへ移行・併給を開始した理由

(人・下段は%)

理由 \ 年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	無回答	計
1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった						44 27.5	4 4.7	1 2.1	1 2.5		50 12.1
2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた		1 16.7	2 14.3	12 44.4	13 48.1	48 30.0	36 41.9	33 70.2	26 65.0		171 41.5
3. 本人の希望により		1 16.7	1 7.1	2 7.4	5 18.5	15 9.4	13 15.1	4 8.5	2 5.0		43 10.4
4. 家族の希望により	1 25.0	1 16.7	3 21.4	1 3.7	6 22.2	26 16.3	11 12.8	3 6.4	4 10.0		56 13.6
5. その他	2 50.0	2 33.3	7 50.0	9 33.3	1 3.7	16 10.0	13 15.1	1 2.1	1 2.5	1 100	53 12.9
6. 不明・無回答	1 25.0	1 16.7	1 7.1	3 11.1	2 7.4	11 6.9	9 10.5	5 10.6	6 15.0		39 9.5
計	4 100	6 100	14 100	27 100	27 100	160 100	86 100	47 100	40 100	1 100	412 100

20. 死亡の状況

表64は、死亡時の年齢階級別及び知的障害の程度別の構成を表している。1年間の死亡者数は1,071人（前年度1,048人）であった。年齢階級では、「50～59歳」が212人（19.8%）と前年度（20.4%）より0.6ポイント減少したが、最も割合が高かった。次いで、「40～49歳」153人（14.3%）,「65～69歳」151人（14.1%）,「70～74歳」123人（11.5%）,「60～64歳」116人（10.8%）と続いた。程度では、「最重度」が437人（40.8%）と前年度（43.0%）より2.2ポイント減少したが、最も割合が高かった。なお、「最重度」と「重度」を合わせると、全体の74.4%であった。

また、「最重度」「重度」ともに最も割合が高かったのは「50～59歳」（21.5%と20.6%）だったが、「中度」では「65～69歳」（36人 19.1%）,「軽度」では「50～59歳」（11人 20.8%）が最も割合が高かった。

表64 死亡時の年齢階級別構成及び程度別構成

(人・下段は%)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	不明	計
最重度	1 33.3	1 100	23 52.3	34 47.9	79 51.6	94 44.3	42 36.2	54 35.8	44 35.8	33 35.5	31 31.0	1 25.0	437 40.8
重度	1 33.3		12 27.3	17 23.9	39 25.5	74 34.9	37 31.9	48 31.8	48 39.0	32 34.4	50 50.0	2 50.0	360 33.6
中度			5 11.4	11 15.5	24 15.7	28 13.2	22 19.0	36 23.8	23 18.7	22 23.7	17 17.0		188 17.6
軽度	1 33.3		1 2.3	5 7.0	6 3.9	11 5.2	9 7.8	9 6.0	5 4.1	4 4.3	2 2.0		53 4.9
知的障害なし			3 6.8	4 5.6	4 2.6	5 2.4	5 4.3	4 2.6	2 1.6	1 1.1		1 25.0	29 2.7
不明					1 0.7		1 0.9		1 0.8	1 1.1			4 0.4
計	3 0.3	1 0.1	44 4.1	71 6.6	153 14.3	212 19.8	116 10.8	151 14.1	123 11.5	93 8.7	100 9.3	4 0.4	1071 100

表65は、年齢階級別の死亡率を対1,000人比で表している。年齢が高くなるに従って死亡率が増加する傾向がみられる。前年度と同様に、「80歳以上」が59.6人（対1,000人比）と最も高い。

表65 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

（人）

年齢	5歳以下	6～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳～	全体
死亡率	0.5	0.1	1.7	2.6	4.3	8.6	11.7	17.8	23.7	34.0	59.6	6.8
							14.5		27.3			

図8 年齢階級別死亡率（対1,000人比）

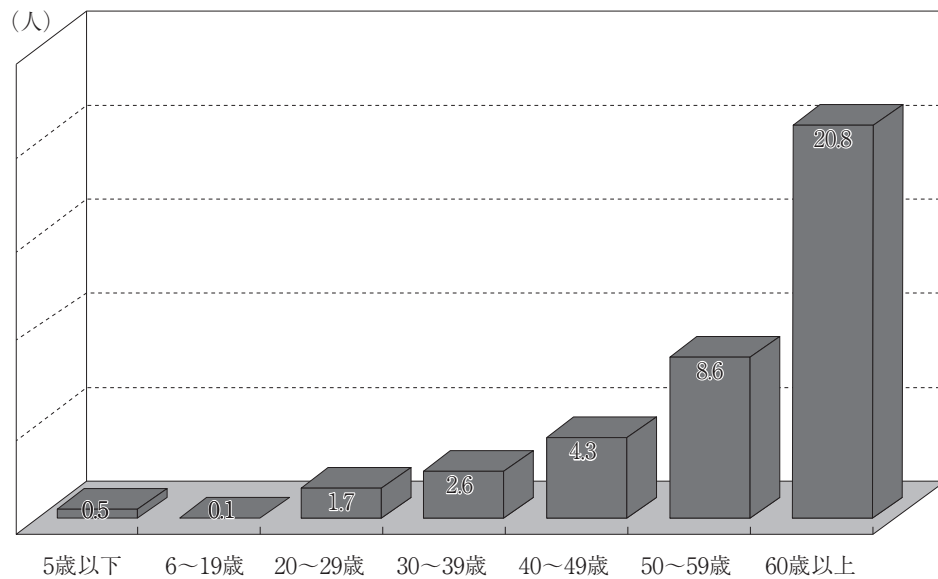


表66は、死亡場所を表している。死亡場所は、「病院」が820人（76.6%）と前年度（76.5%）より0.1ポイント増加し、最も割合が高かった。次いで、「施設」が154人（14.4%）と前年度（13.1%）より1.3ポイント増加した。死亡場所が「施設」であることは、毎年度、一定割合存在している。

表66 死亡場所

（%）

死亡場所	施設	病院	家庭	その他	不明	計
構成比	14.4	76.6	7.3	1.6	0.2	100

表67は、死亡時の年齢階級別及び死因別の構成を表している。どの年齢階級においても、死因が「病気」の割合が最も高く、全体では前年度（88.5％）より2.7ポイント増加しており、91.2％であった。死因のうち、「病気」は60歳未満の年齢階級に占める割合（88.0％）よりも60歳以上の年齢階級に占める割合（93.8％）の方が高率であるのに対し、「事故」は60歳以上の年齢階級に占める割合（3.4％）よりも60歳未満の年齢階級に占める割合（7.2％）の方が高率であった。

表67 死亡時の年齢階級別構成及び死因別構成

(人)

	9歳以下	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	小計 (1)	割合 (%)
病気	2	1	35	58	136	194	426	88.0
事故			6	7	10	12	35	7.2
その他	1		3	6	7	6	23	4.8
不明							0	0.0
合計	3	1	44	71	153	212	484	100
割合 (%)	0.6	0.2	9.1	14.7	31.6	43.8	100	—

	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	小計 (2)	割合 (%)	不明	合計	割合 (%)
病気	107	141	117	90	92	547	93.8	4	977	91.2
事故	4	8	4	3	1	20	3.4		55	5.1
その他	5	2	2		6	15	2.6		38	3.5
不明					1	1	0		1	0.1
合計	116	151	123	93	100	583	100	4	1071	100
割合 (%)	19.9	25.9	21.1	16.0	17.2	100	—	0.4	100	—

調査票 A

全国知的障害児・者施設・事業所 実態調査票【事業所単位】

(令和元年6月1日現在)

《留意事項》

- 本調査は1事業所につき1調査としています。
当該事業所全体の状況について、**事業所単位** でご作成ください。
 - 日中活動を実施する事業所、並びに日中活動に併せて施設入所支援を実施する事業所を対象としています。
「Ⅰ施設・事業所概要」の「施設・事業所の種類」に記載された事業の状況についてのみご回答ください。
(短期入所事業・地域生活支援事業等は除く)
 - 日中活動が多機能型の場合は、1事業所としてご作成ください。
例1：日中活動が多機能型で自立訓練と生活介護を実施 → 調査票は1部作成(日中活動の多機能型事業所として1部)
 - 日中活動に併せて施設入所支援を実施する場合(障害者支援施設等)は、1事業所としてご作成ください。
例2：日中活動の生活介護と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)
例3：日中活動の多機能型(生活介護と就労継続支援B型)と施設入所支援を実施 → 調査票は1部作成(障害者支援施設として1部)
- 設問は特別の指示がない場合にはすべて**令和元年6月1日現在**でご回答ください。
- マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。
※人数等に幅(1~2人など)を持たせないでください。
- 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

Ⅰ 施設・事業所概要 ※下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。(印字がない部分をご記入ください。)

施設・事業所の名称			
施設・事業所の種類	※施設・事業所の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当する番号を選択してください。	【施設・事業所の種類】 〇1.障害児入所施設(福祉型・医療型) 〇2.児童発達支援センター(福祉型・医療型) ☒ 〇3.日中活動 ☒ 〇4.障害者支援施設(日中活動+施設入所支援)	
		【日中活動の内訳】 ※実施する日中活動のすべての口にし点を記入のこと。 ☐ 療養介護 ☐ 生活介護 ☐ 自立訓練(生活訓練・機能訓練) ☐ 自立訓練(宿泊型) ☐ 就労移行支援 ☐ 就労継続支援A型 ☐ 就労継続支援B型	

定員	(日中)	人	現在員	(日中)	人	開設年月	(障害者総合支援法以前からの開設年月)
	(夜間)	人		(夜間)	人		
年間利用率(平成30年度) ※小数第一位(第二位を四捨五入)まで回答のこと				(日中)	%	※利用率=12か月の延べ利用者数÷定員÷12か月の開所日数×100	
				(夜間)	%		

※施設入所支援を実施する事業所については、夜間の定員と現員も各々回答のこと。

※上記「施設・事業所の種類」の各種事業を利用する利用者の数(短期入所事業等は除く)を計上のこと。また、多機能型事業所の場合は、すべての事業の合計数を計上のこと。

施設コード

Ⅱ 事業所の運営状況

1. 開所日数ならびに開所時間の状況

※児童発達支援センター及び日中活動を実施する事業所（障害児入所施設・施設入所支援・自立訓練（宿泊型）を実施する事業所は除く）のみ回答のこと。

平成30年度の総開所日数	日	一日あたりの平均開所時間 (平均サービス提供時間：送迎時間は除く)	時間
--------------	---	--------------------------------------	----

2. 職員の数と構成

※職員 1 名 1 職種とし、資格等を複数保持する場合にも主たる職種へ計上のこと。

※『①常勤専従』には正規職員の就業規程の労働時間で専ら当該事業所並びに当該職種に専従で勤務する職員を、

『②常勤兼務』には常勤であっても、法人内で他の事業所または他の職種と兼務をしている職員を、

『③非常勤』にはそれ以外の職員（パート等）の人数を計上のこと。

※『換算数』は常勤に換算し小数点第2位を四捨五入すること。（業務を兼務している場合は兼務の割合で記入）

※正規、非正規に関わらず、勤務形態（常勤、非常勤の別）で計上のこと。

※休職等をしている方は含めず、代替で勤務している職員等は含めて計上のこと。

職種名		指定基準上の配置義務員数	①常勤専従（換算数不要）	②常勤兼務	常勤兼務の換算数	③非常勤	非常勤の換算数
①施設長・管理者					.		.
②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者					.		.
直接支援職員	③保育士	—人			.		.
	④生活支援員・児童指導員				.		.
	⑤職業指導員・就労支援員				.		.
	⑥看護師（准看護師）・保健師				.		.
	⑦その他 ※O.T(作業療法士),S.T(言語聴覚士), P.T(理学療法士),心理担当職員等				.		.
⑧医師（雇用契約のある医師のみ計上） ※嘱託医は含めず					.		.
⑨管理栄養士					.		.
⑩栄養士					.		.
⑪調理員					.		.
⑫送迎運転手					.		.
⑬事務員					.		.
⑭その他職種（							

3. 職員の年齢・性別ならびに勤務年数

※すべての職員について計上のこと。※計の数字はそれぞれ一致すること。

※『正規』には雇用期間の定めのない、フルタイムかつ直接雇用の職員を、『非正規』にはそれ以外の職員の人数を計上のこと。

[1]年齢と性別	年齢区分		20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	65歳未満	65歳以上	計
	男	正 規								
		非正規								
	女	正 規								
		非正規								
	計	正 規	人	人	人	人	人	人	人	★人
		非正規	人	人	人	人	人	人	人	☆人
[2]同一法人内 での勤務年数	勤務年数		1年未満	3年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上	計	
	男	正 規								
		非正規								
	女	正 規								
		非正規								
	計	正 規	人	人	人	人	人	人	人	★人
		非正規	人	人	人	人	人	人	人	☆人

4. 職員の勤務状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

夜間の勤務形態	☐ ①夜勤体制のみ	→	夜間（1日）職員_____人
	☐ ②夜勤体制と宿直体制併用	→	夜間（1日）職員_____人（夜勤____人、宿直____人）

5. 施設・事業所の建物の状況

※建物が複数ある場合には、日ごろ利用者が居住又は利用している建物について回答のこと。

老朽化等による建替えの必要性	☐ ①ある → 築 [_____] 年	☐ ②ない	☐ ③現在建て替え中
----------------	--	------------------------------	-----------------------------------

6. 居室の状況

※障害児入所施設及び施設入所支援を実施する事業所のみ回答のこと。

※居室の定員・空き部屋の有無にかかわらず、実際の利用状況を回答のこと。

利用状況	個室利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人以上利用	計
	_____ 室	_____ 室	_____ 室	_____ 室	_____ 室	_____ 室

Ⅲ 加算・減算の状況

主な加算・減算の状況

※令和元年5月1日～5月31日の状況で回答。

各種加算・減算の状況 （該当のすべてを選択のこと）	共 通	☐ ①福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
		☐ ②福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
		☐ ③福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
		☐ ④福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
		☐ ⑤福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
		☐ ⑥福祉・介護職員処遇改善特別加算
		☐ ⑦福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）
		☐ ⑧福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）
		☐ ⑨福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）
		☐ ⑩社会生活支援特別加算
	入所系	☐ ⑪夜勤職員配置体制加算
		☐ ⑫重度障害者支援加算（Ⅰ）
		☐ ⑬重度障害者支援加算（Ⅱ）
	生活介護	☐ ⑭人員配置体制加算（職員数 対 利用者数） → ☐ ①（1対1.7） ☐ ②（1対2.0） ☐ ③（1対2.5）
		☐ ⑮重度障害者支援加算
	通所系	☐ ⑯食事提供体制加算
		☐ ⑰送迎加算
		☐ ⑱延長支援加算
		☐ ⑲開所時間減算

Ⅳ 法人後見*の実施状況

自法人での法人後見の実施状況

自法人での法人後見の実施状況	☐ ①実施している	☐ ②実施していない
----------------	----------------------------------	-----------------------------------

※法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

V 事業所の取り組み

短期入所の状況

[1]短期入所の実施	☐ ①実施している → 事業の種類 → ☐ ①併設事業所（定員____人） ☐ ②空床利用型事業所 ※法人内ではなく、貴事業所のみの該当する定員を回答のこと ※単独型事業所は本調査対象外とする ☐ ②実施していない → 設問Ⅵへ							
[2]利用実績 （平成31年4月から令和元年6月の3か月間）	①利用実人数____人 ②利用延べ件数●____件 ③利用延べ日数____泊 例）ある利用者が4月から6月までの間に短期入所を1泊2日、3泊4日、2泊3日と利用した場合、「①利用実人数1人」「②利用延べ件数3件」「③利用延べ日数6泊」と回答のこと。 1件の泊数を計算する場合、調査期間内（4月から6月の3か月間）の報酬の対象となった泊数の合計を計上すること。							
[3]現在利用中（滞在中）の方の最長泊数	調査基準日である令和元年6月1日現在、短期入所利用中の方の最長利用泊数を回答のこと。							泊
[4]上記3か月間における1回あたりの利用期間 ※[2]②と合計●が一致すること	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	計（件）
	件	件	件	件	件	件	件	●件
[5]長期利用の人数	平成30年度の短期入所の総利用日数が180日以上の利用人数を回答のこと。							○人
[6]年間180日以上利用する方の理由 （1人につき主たる理由を1つ選択し、人数を計上すること） ※[5]と人数計○が一致すること	①障害者支援施設への入所待機のために利用							人
	②グループホームへの入居待機のために利用							人
	③その他福祉施設等への入所待機のために利用							人
	④地域での自立した生活をするための事前準備のために利用							人
	⑤本人の健康状態の維持管理のために利用							人
	⑥家族の病気等のために利用							人
	⑦その他（_____）							人
	計							○人

Ⅵ 職員のスキルアップ、処遇改善等への取り組み

資格取得（資格取得の促進を含む）・処遇の状況

	保有資格	人数	保有資格	人数
[1]職員の資格取得状況 （重複計上可）	①介護福祉士	人	⑤知的障害援助専門員	人
	②社会福祉士	人	⑥知的障害福祉士	人
	③精神保健福祉士	人	⑦介護職員初任者研修修了（旧：ヘルパー1級、2級）	人
	④保育士	人	⑧その他（_____）	人
[2]取得を促進している資格 （複数選択可）	☐ ①介護福祉士 ☐ ⑤知的障害援助専門員	☐ ②社会福祉士 ☐ ⑥知的障害福祉士	☐ ③精神保健福祉士 ☐ ⑦介護職員初任者研修修了	☐ ④保育士 ☐ ⑧その他（_____）
[3]資格取得への支援・処遇の内容 （複数選択可）	☐ ①受講中または受講前に受講料・交通費等受講に係る費用の補助 → ☐ ①全額補助 ☐ ②一部補助 ☐ ③その他（_____） ☐ ②資格取得後に資格取得一時金等として1回のみ支給 ☐ ③資格取得後に昇進昇格（昇給）等処遇への反映 ☐ ④資格取得後に給与手当への反映 → [4]資格取得後の手当等支給状況へ ☐ ⑤その他（_____）			
[4]資格取得後の手当等支給状況 ※金額には“～”や幅を持たせずにご記載ください。	資格の種類		定額で給与に毎月支給される場合の金額	
	☐ ①介護福祉士		¥ /月	
	☐ ②社会福祉士		¥ /月	
	☐ ③精神保健福祉士		¥ /月	
	☐ ④保育士		¥ /月	
	☐ ⑤知的障害援助専門員		¥ /月	
	☐ ⑥知的障害福祉士		¥ /月	
	☐ ⑦介護職員初任者研修修了		¥ /月	
☐ ⑧その他（_____）		¥ /月		
複数資格を取得の場合の取り扱い		支給の金額に 1. 上限がある 2. 上限はない		

ご協力いただき誠にありがとうございます

調査票 B

※この調査票は、施設入所支援、生活介護（障害者支援施設のみ）、療養介護事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業、就労移行支援事業、自立訓練事業のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和元年6月1日現在）

記入責任者 氏 名		職 名

《留意事項》

1. 本調査は1事業につき1調査としています。

当該事業を利用する利用者の状況について、**事業利用単位**でご作成ください。

①日中活動が「多機能型」の場合には、個々の事業ごとに各々作成してください。

例1：「多機能型」で自立訓練と生活介護の事業を実施

→ 調査票は2部作成（「自立訓練」で1部・「生活介護」で1部）

②日中活動に併せて「施設入所支援」の事業を実施する場合は、日中活動と施設入所支援を各々作成してください。

※同じ利用者が日中活動と施設入所支援の両方を利用する場合であっても各々計上してください。

例2：生活介護と施設入所支援 → 調査票は2部作成

（「生活介護」で1部・「施設入所支援」で1部）

例3：多機能型日中活動（生活介護と就労移行支援）と施設入所支援 → 調査票は3部作成

（「生活介護」で1部・「就労移行支援」で1部・「施設入所支援」で1部）

③従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和元年6月1日現在でご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数でご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分はご記入ください。）

施設・事業所の名称		電 話	
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	〇1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） 〇2. 児童発達支援センター（福祉型・医療型） 11. 療養介護 12. 生活介護 13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 14. 自立訓練（宿泊型） 15. 就労移行支援 16. 就労継続支援 A 型 17. 就労継続支援 B 型 18. 施設入所支援	20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A 型 20-17. 就労継続支援 B 型	
※施設・事業の種類に誤り若しくは変更がある場合には、右枠より該当の番号を選択してください。			
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、 ☐ ①自立生活援助 ☐ ②就労定着支援 ☐ ③居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定 員	人	開設年月	移行年月

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード	
-------	--

〔2〕 現在員 (1)(2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと	(1) 契約・措置利用者数(合計)						①男 ★ 人		②女 ☆ 人		計 ● 人						
	(2) 年齢別在所者数 ※ () は就学前児数を計上のこと																
	年齢	2歳以下	3～5歳	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	計
	1.男			※()													★
	2.女			※()													☆
	計	人	人	人 ※()	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人
	うち障 児・者	人	人	人 ※()	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること							. 歳									
	(4) 利用・在籍年数別在所者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在所年数	0.5年未満	0.5～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20～30年未満	30～40年未満	40年以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人					
〔3〕 障害支援区分別在所者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※〔2〕の人員計と一致すること ※「01.障害児入所施設(福祉型・医療型)」に併せて経過施設入所支援、経過的生活介護を実施する場合は対象者のみ計上のこと						非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・未判定	計			
						人	人	人	人	人	人	人	人	● 人			
〔4〕 療育手帳程度別在所者数 ※〔2〕の人員計と一致すること			1. 最重度・重度		2. 中軽度		3. 不所持・不明			計							
			人		人		人			● 人							
〔5〕 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○ 人	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚	2. 聴覚	3. 平衡	4. 音声・言語又は咀嚼機能	5. 肢体不自由	6. 内部障害								
		人		人	人	人	人	人	人								
〔6〕 身体障害者手帳程度別在所者数 ※〔5〕の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計								
			人	人	人	人	人	人	○ 人								
〔7〕 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数			1 級	2 級	3 級	計											
			人	人	人	人											
〔8〕 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと			1. 自閉スペクトラム症(広範性発達障害、自閉症など)		人	4. てんかん性精神病		人									
			2. 統合失調症		人	5. その他(強迫性心因反応、神経症様反応など)		人									
			3. 気分障害(周期性精神病、うつ病障害など)		人	計		人									
〔9〕「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		人	〔10〕 認知症の状況		1. 医師により認知症と診断されている人数		2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数										
					うちダウン症の人数		うちダウン症の人数										
					人		人										
〔11〕 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)			1. 矯正施設		2. 更生保護施設		3. 指定入院医療機関		計								
			うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内		うち3年以内								
			人		人		人		人								
〔12〕 上記〔11〕のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと								人									

[13] 支援度	支援度の指標	1 級 常時全ての面で支援が必要	2 級 常時多くの面で支援が必要	3 級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4 級 点検、注意又は配慮が必要	5 級 ほとんど支援の必要がない	
[13]ーA 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている、自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]ーB 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]ーC 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体的健康に嚴重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変動がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[14] 日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1. 点滴の管理（持続的） ※1	人	6. 人工呼吸器の管理 ※4（侵襲、非侵襲含む）	人	11. 導尿	人	
	2. 中心静脈栄養 ※2（ポートも含む）	人	7. 気管切開の管理	人	12. カテーテルの管理（コンドーム・留置・膀胱ろう）	人	
	3. ストーマの管理 ※3（人工肛門・人工膀胱）	人	8. 喀痰吸引（口腔・鼻腔・カニューレ内）	人	13. 摘便	人	
	4. 酸素療法	人	9. 経管栄養の注入・水分補給（胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養）	人	14. じょく瘡の処置	人	
	5. 吸入	人	10. インシュリン療法	人	15. 疼痛の管理（がん末期のペインコントロール）	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理					計	人
[15] 複数事業（所）利用者数 ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人		※定期的に利用する日中活動サービスとは療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする			
[16] 日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02. 児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1. 家庭（親・きょうだいと同居）		人	5. 福祉ホーム		人	
	2. アパート等（主に単身・配偶者有り）		人	6. 施設入所支援		人	
	3. グループホーム・生活寮等		人	7. その他		人	
	4. 自立訓練（宿泊型）		人	計		● 人	
[17] 施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※「18. 施設入所支援」のみ回答のこと ※「01. 障害児入所施設（福祉型・医療型）」に併せて実施する経過的施設入所支援は除く	1. 同一法人敷地内で活動						人
	2. 同一法人で別の場所（敷地外）で活動						人
	3. 他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動						人
	4. その他の日中活動の場等で活動						人
	計						● 人
[18] 成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象	1. 後見		2. 保佐		3. 補助		
	人		人		人		

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード

[19]ーA 平成30年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 （平成30年4月1日～平成31年3月31日の1年間） ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				イ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ、（1）と（2）の人員計が一致すること			
（1）生活の場（人）				（2）活動の場（人）			
1.家庭（親・きょうだいと同居）		15.精神科病院		1.家庭のみ		15.老人福祉・保健施設	
2.アパート等（主に単身）		16.施設入所支援		2.一般就労		16.一般病院・老人病院（入院）	
3.グループホーム・生活寮等		17.自立訓練（宿泊型）		3.福祉作業所・小規模作業所		17.精神科病院（入院）	
4.社員寮・住み込み等		18.少年院・刑務所等の矯正施設		4.職業能力開発校		18.療養介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		19.その他・不明		5.特別支援学校（高等部含む）		19.生活介護	
6.特別支援学校寄宿舎		※前年度 1 年間に新規で入所された方の状況のみ計上してください。		6.小中学校（普通学級）		20.自立訓練	
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）				7.小中学校（特別支援学級）		21.就労移行支援	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 A 型	
9.乳児院				9.保育所・幼稚園		23.就労継続支援 B 型	
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設（福祉型・医療型）		24.地域活動支援センター等	
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.少年院・刑務所等の矯正施設	
12.救護施設				12.児童養護施設		26.その他・不明	
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院			
14.一般病院・老人病院				14.救護施設		計	
		計					
[19]ーB 平成30年度退所者の退所後（契約・措置解除後）の状況 （平成30年4月1日～平成31年3月31日の1年間） ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること				イ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ、（1）と（2）の人員計が一致すること			
（1）生活の場（人）				（2）活動の場（人）			
1.家庭（親・きょうだいと同居）		14.施設入所支援		1.家庭のみ		15.一般病院・老人病院（入院）	
2.アパート等（主に単身）		15.自立訓練（宿泊型）		2.一般就労		16.精神科病院（入院）	
3.グループホーム・生活寮等		16.少年院・刑務所等の矯正施設		3.福祉作業所・小規模作業所		17.療養介護	
4.社員寮・住み込み等		17.その他・不明		4.職業能力開発校		18.生活介護	
5.職業能力開発校寄宿舎		小計		5.特別支援学校（高等部含む）		19.自立訓練	
6.特別支援学校寄宿舎		18.死亡退所※		6.小中学校（普通学級）		20.就労移行支援	
7.障害児入所施設（福祉型・医療型）		※前年度 1 年間に退所された方の状況のみ計上してください。		7.小中学校（特別支援学級）		21.就労継続支援 A 型	
8.児童養護施設				8.その他の学校		22.就労継続支援 B 型	
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園		23.地域活動支援センター等	
10.救護施設				10.障害児入所施設（福祉型・医療型）		24.少年院・刑務所等の矯正施設	
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等		25.その他・不明	
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設		小計	
13.精神科病院				13.救護施設		26.死亡退所※	
				14.老人福祉・保健施設		計	
		計					

[20] 就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。 イ、平成30年4月1日～平成31年3月31日の1年間を調査すること ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと ニ、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること ホ、[19]ーB、（2）活動の場、2一般就労 の人数と一致すること									
No.	就職時 年 齢	性別	事業利用 （在所）年月	知的障害の程度 （別表1より）	年金受給の有無 （別表2より）	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 （月額）	就職時の生活の場 （別表3より）
例	20 歳	男	2年 か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥ 80,000	1
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[21]介護保険サービスへの移行・併給状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成30年4月1日～平成31年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること

No.	移行・併給 開始 年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	障害 支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別 表(5)のうち4～7以外の介護 保険サービス (別表7より)複数選択可	移行・併給開始の 理由 (別表8より)
1	歳								
2									
3									
4									
5									
6									

[22]死亡の状況

※1 ページ目施設・事業の種類「18. 施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1 ページ目「18. 施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
イ、平成30年4月1日～平成31年3月31日の1年間に調査すること
ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[19]-B、(1)生活の場、18死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時 年 齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	死亡場所 (別表9より)	死因 (右より選択)	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表3	1. 家庭 5. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等 6. 福祉ホーム	7. その他	4. 社員寮等 8. 不明
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居） 4. 社員寮・住み込み等 7. 自立訓練（宿泊型）	2. アパート等（主に単身） 5. 知的障害者福祉ホーム 8. その他・不明	3. グループホーム・生活寮等 6. 施設入所支援		
別表5	1. 家庭 4. グループホーム（認知症対応） 7. 介護療養型医療施設	2. アパート 5. 特別養護老人ホーム 8. その他	3. グループホーム（障害福祉） 6. 介護老人保健施設		
別表6	1. 要支援1 4. 要介護2 7. 要介護5	2. 要支援2 5. 要介護3	3. 要介護1 6. 要介護4		
別表7	1. デイサービス・デイケア 3. 短期入所（ショートステイ）	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス） 4. 訪問看護	5. その他		
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。 2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた 3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

ご協力いただき誠にありがとうございます